議案第3号

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に 関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に 関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(平成25年杉並区条例第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第10章 指定地域密着型サービス事業者の指定(第203条)」を「第10章 雑則(第203条)

に、「第1 第11章 指定地域密着型サービス事業者の指定(第204条)」

- 1章」を「第12章」に、「第204条」を「第205条」に改める。 第3条に次の2項を加える。
- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「いう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次

- に「第47条第4項第8号及び」を加える。
 - 第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 第32条に次の1項を加える。
- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常 災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図 るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画 に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の 見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 第33条に次の1項を加える。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うこと

ができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の ための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止 のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことがで きるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回

- ・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 第47条第2項中「専ら」を削り、同条に次の5項を加える。
- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、 利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回 サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務 に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供 に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、 当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定 訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務

に従事することができる。

- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な」に、「、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、 区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応 型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事 業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通 報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から」を「第32条の2から」に、「第40条及び第4 1条」を「第40条から第41条まで」に、「第33条第1項」を「第32条の 2第2項並びに第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号」に、「第34 条」を「第34条第1項」に、「読み替える」を「、第40条の2第1号及び第 3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と読み替える」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護 従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に 規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ なければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、 地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次に掲げる措

置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の 防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと ができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その 結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の 防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に 実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中「運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、」を「第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中」に改める。

第59条の20の3中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「準用する第34条」を「準用する第34条第1項」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に、「第59条の13第3項」を「第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第64条第1項中「又は施設」の次に「(第66条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第65条第2項中「第82条第6項」の次に「、第110条第8項」を加える。 第66条第1項ただし書中「できる」の次に「ものとし、なお、当該共用型指 定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他 の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」を加える。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条第1項中」に、「第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第4章第3節」」を「第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第4章第3節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」」に改める。

第82条第5項の表指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の

次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第101条に次の1項を加える。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると区が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、区が認めた日から杉並区介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(区が次期の杉並区介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の杉並区介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条第1項中」に、「第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項」を「第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1

号及び第3号」に改める。

第110条第4項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第9項中「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第7項に次に次の1項を加える。

8 第6項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第5項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。第113条第1項中「3以下」を「1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)」に改める。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進 会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症 対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共 同生活介護を除く。)」を加える。

- 第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第123条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定す る政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ ならない。

第123条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活 介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的 な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ り介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必 要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条第1項中」に、「第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」」を「第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」」に改める。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。)」を加える。

- 第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法

第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中」に、「第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」」を「第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」」に改める。

第151条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条 第2項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第7項中「の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」 を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」 に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄 養士」を加え、同条第12項中「又は機能訓練指導員により」を「若しくは管理 栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。)」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において 「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用に ついて当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持 及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態 に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

- 第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
 - 第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 第169条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、 准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定 める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介 護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 第169条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超

えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確 化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項中「規則で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用 して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催すると ともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中 毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

第175条第1項中「規則で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された 事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、 当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、従業者に周知徹底 を図る体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中「運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、」を「第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第34条第1項中

「運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中」に改める。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定す る政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ ならない。

第187条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中「運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、」を「第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中」に改める。

第191条第10項ただし書中「前項各号」を「第6項各号」に改める。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項中「定期巡

回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条第1項中」に、「第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項」を「第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第11章中第204条を第205条とし、同章を第12章とし、第10章中第 203条を第204条とし、同章を第11章とし、第9章の次に次の1章を加え る。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

- 第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる 者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付 等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されて いる又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面

に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識 することができない方法をいう。)によることができる。

附則第4項及び第5項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」 に改める。

第2条 杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法 等の基準に関する条例(平成25年杉並区条例第5号)の一部を次のように改正 する。

目次中「第5章 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定(第91 (第91条)

条)」を 第6章 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定(第92

に、「第6章」を「第7章」に、「第92条」を「第93条」に改める。 条)」

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、 適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「(第10条第1項において「本体事業所等」という。)」に改める。

第9条第2項中「同条第6項」の次に「及び第71条第8項」を加える。

第10条第1項ただし書中「できる」の次に「ものとし、なお、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」を加える。 第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対 応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又 は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた ものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを 防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害 の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供 を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための 計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護 護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に 当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次の各号に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。
 - (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及

びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知 症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施す ること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 - 第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うこと

ができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第44条第5項の表指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定地域密着型サービス基準条例第71条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定地域密着型サービス基準条例第71条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第6項中「(以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 第58条に次の1項を加える。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると区が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、区が認めた日から杉並区介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(区が次期の杉並区介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の杉並区介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を

行うことができる。

第65条中「第28条、」を「第28条、第28条の2及び」に、「第36条 まで及び第37条(第4項を除く。)から第39条まで」を「第39条まで(第 37条第4項を除く。)」に、「第32条」を「第4項、第28条の2第2項、 第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及 び第3号」に改める。

第71条第4項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第9項中「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 第6項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第5項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「3以下」を「1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)」に改める。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護 予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第81条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護 従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に 規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ なければならない。

第81条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第26条、」を「第26条、第28条の2、」に、「、第37条 第1項から第3項まで、第38条、第39条第1項から第4項まで」を「から第 39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)」に、「第32条」 を「第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並 びに第37条の2第1号及び第3号」に改める。

第87条第2項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における 評価

第6章中第92条を第93条とし、同章を第7章とし、第5章中第91条を第 92条とし、同章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

- 第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。
- 第3条 杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成27 年杉並区条例第7号)の一部を次のように改正する。

「第6章 目次中「第6章 指定介護予防支援事業者の指定(第35条)」を 第7章

雑則(第35条)

に、「第7章」を「第8章」に、 指定介護予防支援事業者の指定(第36条)」 「第36条」を「第37条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必

要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介 護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めな ければならない。
 - 第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
 - (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 第20条に次の1項を加える。
- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 - 第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、 利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常 時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とい う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に 応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
 - 第22条の次の次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止の

ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防 及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第23条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定 介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ せることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止する ため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る こと。
 - (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第7章中第36条を第37条とし、同章を第8章とし、第6章中第35条を第36条とし、同章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

- 第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第34条において準用する場合を含む。)及び第32条第26号(第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、 説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のう ち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定される ものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方 法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない 方法をいう。)によることができる。
- 第4条 杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例 (平成30年杉並区条例第4号)の一部を次のように改正する。

「第5章 目次中「第5章 指定居宅介護支援事業者の指定(第33条)」を 第6章

雑則(第33条)

に、「第6章」を「第7章」に、 指定居宅介護支援事業者の指定(第34条)」

「第34条」を「第35条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介 護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めな ければならない。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由 がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前 項に規定する管理者とすることができる。

第6条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第15条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給

限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、区からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を区に届け出なければならない。

- 第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第21条に次の1項を加える。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 - 第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、 利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常 時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とい う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について 周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に 応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
 - 第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止の ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ るものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果に ついて、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定 居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ せることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止する ため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底 を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第6章中第34条を第35条とし、同章を第7章とし、第5章中第33条を第34条とし、同章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

- 第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第32条において準用する場合を含む。)及び第15条第28号(第32条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、 説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のう ち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定される ものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方 法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない 方法をいう。)によることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する」を削り、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第 5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定 を受けている事業所(同日において当該事業所における第5条第1項に規定す る管理者(以下「管理者」という。)が、主任介護支援専門員でないものに限 る。)については、第5条第2項」と、「介護支援専門員(主任介護支援専門 員を除く。)を第5条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3 月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附則

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条中杉並区指

定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例附則第2項及び第3項の改正規定は公布の日から、同条のうち同条例第15条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に1号を加える改正規定は令和3年10月1日から施行する。

- 第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日 までの間における第1条の規定による改正後の杉並区指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(以下「新地域密着型サービス 基準条例」という。)第3条第3項及び第40条の2(新地域密着型サービス基 準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第8 0条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第2 02条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の杉並区指 定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着 型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関す る条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第3条第3 項及び第37条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第8 6条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の杉並区指定 介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(以下「新指定介護予防支援 等基準条例」という。)第3条第5項及び第28条の2(新指定介護予防支援等 基準条例第34条において準用する場合を含む。)並びに第4条の規定による改 正後の杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例 (以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。) 第3条第5項及び第29条 の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じ るように努めなければ」とする。
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。)、第59条の34、第73条、第100条(新地域密着型サービス基準条例第202条において準用する場合を含

- む。)、第122条、第145条、第168条及び第186条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条、新指定介護予防支援等基準条例第19条(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)並びに新指定居宅介護支援等基準条例第20条(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「の重要事項」とあるのは「の重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
- 第3条 施行日から令和6年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第32条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第20条の2(新指定用達予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)及び新指定居宅介護支援等基準条例第21条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう
- 第4条 施行日から令和6年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第33条第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第2項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準

条例第22条の2(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)並びに新指定居宅介護支援等基準第23条の2(新指定居宅介護支援等基準第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。第5条 施行日から令和6年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。)、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条において準用する場合を含む。)及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

- 第6条 施行日から令和6年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第163条の2(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第163条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 第7条 施行日から令和6年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第163条の3(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第163条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 第8条 施行日から起算して6月を経過する日までの間における新地域密着型サービス基準条例第175条第1項(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までの措置を講じるとともに、第4号の措置を講じるよう努めなければ」とする。
- 第9条 施行日から令和6年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第171条第2項第3号(新地域密着型サービス基準条例第189条において 準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、新地域密着型サービス基準条例第 150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は

職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に 実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施 するよう努めるものとする。

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を改める必要がある。

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に 関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(抄)

第1条による改正(杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等 の基準に関する条例の一部改正)

新 条 例 1

条 例

目次

第1章~第9章 略

第10章 雑則(第203条)

第11章指定地域密着型サービス事業者の指定(第204条)

第12章 委任 (第205条)

附則

(指定地域密着型サービスの事業の一般 原則)

第3条 略

- 2 略
- 3 指定地域密着型サービス事業者は、 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の ため、必要な体制の整備を行うととも に、その従業者に対し、研修を実施す る等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、 指定地域密着型サービスを提供するに 当たっては、介護保険等関連情報その 他必要な情報を活用し、適切かつ有効 に行うよう努めなければならない。

(従業者の配置の基準)

第6条 略

目次

第1章~第9章 略

旧

第10章指定地域密着型サービス事業者の指定(第203条)

第11章 委任(第204条)

附則

(指定地域密着型サービスの事業の一般 原則)

第3条 略

2 略

(従業者の配置の基準)

第6条 略

$2\sim4$ 略

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所の同一敷地内に<u>次</u>に掲げる いずれかの施設等がある場合におい て、当該施設等の入所者等の処遇に支 障がない場合は、前項本文の規定にか かわらず、当該施設等の職員をオペレ ーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所 (指定居宅サービス等基準第121 条第1項に規定する指定短期入所生 活介護事業所をいう。<u>第47条第4</u> <u>項第1号及び</u>第151条第11項に おいて同じ。)
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所 (指定居宅サービス等基準第142 条第1項に規定する指定短期入所療 養介護事業所をいう。第47条第4 項第2号において同じ。)
 - (3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。第47条第4項第3号において同じ。)
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第47条第4項第4号において同じ。)
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護 事業所(第110条第1項に規定す

$2\sim4$ 略

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所の同一敷地内に次に掲げる いずれかの施設等がある場合におい て、当該施設等の入所者等の処遇に支 障がない場合は、前項本文の規定にか かわらず、当該施設等の職員をオペレ ーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所 (指定居宅サービス等基準第121 条第1項に規定する指定短期入所生 活介護事業所をいう。______ 第151条第11項に おいて同じ。)
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所 (指定居宅サービス等基準第142 条第1項に規定する指定短期入所療 養介護事業所をいう
 - (3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう_____
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護 事業所(第110条第1項に規定す

る指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5 号、第64条第1項、第65条第1 項、第82条第5項、第83条第3 項及び第84条において同じ。)

- (6) 指定地域密着型特定施設(第1 29条第1項に規定する指定地域密 着型特定施設をいう。<u>第47条第4</u> 項第6号、第64条第1項、第65 条第1項及び第82条第5項におい て同じ。)
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。<u>第47条第4項第7号、</u>第64条第1項、第65条第1項及び第82条第5項において同じ。)
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第47条第4項第8号及び第5章から第8章までにおいて同じ。)

 $(9)\sim(12)$ 略

 $6 \sim 12$ 略

(運営規程)

第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての

る指定認知症	対応型共同生活介護事
業所をいう。	

第64条第1項、第65条第1項、第82条第5項、第83条第3項及び第84条において同じ。)

(6) 指定地域密着型特定施設(第1 29条第1項に規定する指定地域密 着型特定施設をいう。

第64条第1項、第65条第1項及び第82条第5項において同じ。)

- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。 第64条第1項、第65条第1項及び第82条第5項において同じ。)
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所(第191条第1項に規定 する指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所をいう。

 $(9)\sim(12)$ 略

 $6 \sim 12$ 略

(運営規程)

第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての

重要事項に関する規程(以下この章に おいて「運営規程」という。)を定め ておかなければならない。

- $(1)\sim(7)$ 略
- (8) <u>虐待の防止のための措置に関す</u> る事項
- (9) 略

(勤務体制の確保等)

第32条 略

 $2\sim4$ 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、適切な指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護の提供を確保 する観点から、職場において行われる 性的な言動又は優越的な関係を背景と した言動であって業務上必要かつ相当 な範囲を超えたものにより定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者の就業 環境が害されることを防止するための 方針の明確化等の必要な措置を講じな ければならない。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業者は、感染症や非 常災害の発生時において、利用者に対 する指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護の提供を継続的に実施するため の、及び非常時の体制で早期の業務再 開を図るための計画(以下「業務継続 計画」という。)を策定し、当該業務 重要事項に関する規程(以下この章に おいて「運営規程」という。)を定め ておかなければならない。

 $(1)\sim(7)$ 略

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第32条 略

 $2 \sim 4$ 略

継続計画に従い必要な措置を講じなけ ればならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者に対し、業務継続 計画について周知するとともに、必要 な研修及び訓練を定期的に実施しなけ ればならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、定期的に業務継続計画 の見直しを行い、必要に応じて業務継 続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第33条 略

- 2 略
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、当該指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所において 感染症が発生し、又はまん延しないよ うに、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所における感染症 の予防及びまん延の防止のための対 策を検討する委員会(テレビ電話装 置その他の情報通信機器(以下「テ レビ電話装置等」という。)を活用 して行うことができるものとす る。)をおおむね6月に1回以上開 催するとともに、その結果につい

(衛生管理等) 第33条 略 2 略

- て、定期巡回・随時対応型訪問介護 看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所における感染症 の予防及びまん延の防止のための指 針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所において、定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者に対し、感染症の予防及びまん延 の防止のための研修及び訓練を定期 的に実施すること。

(掲示)

第34条 略

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、前項に規定する事項を 記載した書面を当該指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所に備え付 け、かつ、これをいつでも関係者に自 由に閲覧させることにより、同項の規 定による掲示に代えることができる。 (地域との連携等)
- 第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、区の職員又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に

(掲示)

第34条 略

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、区の職員又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に

規定する地域包括支援センターの職 | 員、定期巡回・随時対応型訪問介護看 護について知見を有する者等により構 成される協議会(テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとす る。ただし、利用者又はその家族(以 下この項、第59条の17第1項及び 第87条において「利用者等」とい う。) が参加する場合にあっては、テ レビ電話装置等の活用について当該利 用者等の同意を得なければならな い。) (以下この項において「介護・ 医療連携推進会議」という。)を設置 し、おおむね6月に1回以上、介護・ 医療連携推進会議に対して指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護の提供状 況等を報告し、介護・医療連携推進会 議による評価を受けるとともに、介護 医療連携推進会議から必要な要望、 助言等を聴く機会を設けなければなら ない。

 $2 \sim 4$ 略

(虐待の防止)

- 第40条の2 指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業者は、虐待の発生 又はその再発を防止するため、次に掲 げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所における虐待の 防止のための対策を検討する委員会

員、定期巡回·随時対応型訪問介護看
護について知見を有する者等により構
成される協議会
(以下この項において「介護・
医療連携推進会議」という。) を設置
し、おおむね6月に1回以上、介護・
医療連携推進会議に対して指定定期巡
医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
回・随時対応型訪問介護看護の提供状
回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会
回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会 議による評価を受けるとともに、介護

規定する地域包括支援センターの職

 $2 \sim 4$ 略

(テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。)を定期 的に開催するとともに、その結果に ついて、定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者に周知徹底を図るこ と。

- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所における虐待の 防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所において、定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者に対し、虐待の防止のための研修 を定期的に実施すること。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(従業者の配置の基準)

第47条 略

2 オペレーター(指定夜間対応型訪問 介護を提供する時間帯を通じて_____利 用者からの通報を受け付ける業務に当 たる従業者をいう。以下この章におい て同じ。)は、看護師、介護福祉士そ の他厚生労働大臣が定める者をもって 充てなければならない。ただし、利用 者の処遇に支障がない場合であって、 指定夜間対応型訪問介護を提供する時 間帯を通じて、これらの者との連携を 確保しているときは、サービス提供責 任者の業務について規則で定める基準 (従業者の配置の基準)

第47条 略

2 オペレーター(指定夜間対応型訪問 介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>利 用者からの通報を受け付ける業務に当 たる従業者をいう。以下この章におい て同じ。)は、看護師、介護福祉士そ の他厚生労働大臣が定める者をもって 充てなければならない。ただし、利用 者の処遇に支障がない場合であって、 指定夜間対応型訪問介護を提供する時 間帯を通じて、これらの者との連携を 確保しているときは、サービス提供責 任者の業務について規則で定める基準 を満たす者をもって充てることができる。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事 業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護 事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施 設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介

を満たす者をもって充てることができる。

護事業所

- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

(運営規程)

第55条 指定夜間対応型訪問介護事業

(運営規程)

| 第55条 指定夜間対応型訪問介護事業

者は、指定夜間対応型訪問介護事業所 ごとに、次に掲げる事業の運営につい ての重要事項に関する規程を定めてお かなければならない。

- $(1)\sim(7)$ 略
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 略

(勤務体制の確保等)

第56条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、 指定夜間対応型訪問介護事業所ごと に、当該指定夜間対応型訪問介護事業 所の訪問介護員等によって定期巡回サ ービス及び随時訪問サービスを提供し なければならない。ただし、指定夜間 対応型訪問介護事業所が、適切に指定 夜間対応型訪問介護を利用者に提供す る体制を構築しており、他の指定訪問 介護事業所又は指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所(以下この条 において「指定訪問介護事業所等」と いう。)との密接な連携を図ることに より当該指定夜間対応型訪問介護事業 所の効果的な運営を期待することがで きる場合であって、利用者の処遇に支 障がないときは、区長が地域の実情を 勘案し適切と認める範囲内において、 指定夜間対応型訪問介護の事業の一部 を、当該他の指定訪問介護事業所等の

者は、指定夜間対応型訪問介護事業所 ごとに、次に掲げる事業の運営につい ての重要事項に関する規程を定めてお かなければならない。

 $(1)\sim(7)$ 略

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第56条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、 指定夜間対応型訪問介護事業所ごと に、当該指定夜間対応型訪問介護事業 所の訪問介護員等によって定期巡回サ ービス及び随時訪問サービスを提供し なければならない。ただし、<u>随時訪問</u> サービスについては、他の指定訪問介 護事業所との

_____連携を図ることに

より当該指定夜間対応型訪問介護事業 所の効果的な運営を期待することがで きる場合であって、利用者の処遇に支 障がないときは、当該他の指定訪問介 護事業所の訪問介護員等 従業者に行わせることができる。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。
- に行わせることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定夜間 対応型訪問介護事業者が指定定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護事業者の指 定を併せて受け、かつ、指定夜間対応 型訪問介護の事業と指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護の事業とが同一 敷地内において一体的に運営されてい る場合(第32条第2項ただし書の規 定により当該夜間対応型訪問介護事業 所の従業者が当該指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業所の職務を行 うことにつき区長に認められている場 合に限る。) であって、利用者の処遇 に支障がないときは、区長が地域の実 情を勘案し適切と認める範囲内におい て、定期巡回サービス又は随時訪問サ ービスの事業の一部を他の指定訪問介 護事業所又は指定夜間対応型訪問介護 事業所の従業者に行わせることができ る。_
- 4 略

4 略

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、 適切な指定夜間対応型訪問介護の提供 を確保する観点から、職場において行 われる性的な言動又は優越的な関係を 背景とした言動であって業務上必要か つ相当な範囲を超えたものにより夜間 対応型訪問介護従業者の就業環境が害 されることを防止するための方針の明 確化等の必要な措置を講じなければな らない。

(地域との連携等)

第57条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在 する建物と同一の建物に居住する利用 者に対して指定夜間対応型訪問介護を 提供する場合には、当該建物に居住す る利用者以外の者に対しても指定夜間 対応型訪問介護の提供を行うよう努め なければならない。

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第 27条、第28条、第32条の2から 第38条まで、第40条から第41条 までの規定は、夜間対応型訪問介護の 事業について準用する。この場合にお いて、第9条第1項中「第31条に規 定する運営規程」とあるのは「第55 条に規定する重要事項に関する規程」 と、「定期巡回・随時対応型訪問介護 看護従業者」とあるのは「夜間対応型 訪問介護従業者」と、第14条中「計 画作成責任者」とあるのは「オペレー ションセンター従業者(オペレーショ ンセンターを設置しない場合にあって は、訪問介護員等)」と、第19条中 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者」とあるのは「夜間対応型訪問

(地域との連携等)第57条 略

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第 27条、第28条、第33条から 第38条まで、第40条及び第41条 の規定は、夜間対応型訪問介護の 事業について準用する。この場合にお いて、第9条第1項中「第31条に規 定する運営規程」とあるのは「第55 条に規定する重要事項に関する規程」 と、「定期巡回・随時対応型訪問介護 看護従業者」とあるのは「夜間対応型 訪問介護従業者」と、第14条中「計 画作成責任者」とあるのは「オペレー ションセンター従業者(オペレーショ ンセンターを設置しない場合にあって は、訪問介護員等)」と、第19条中 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者」とあるのは「夜間対応型訪問

介護従業者」と、第27条中「定期巡し 回 • 随時対応型訪問介護看護従業者 | とあるのは「訪問介護員等」と、「定 期巡回·随時対応型訪問介護看護(随 時対応サービスを除く。)」とあるの は「夜間対応型訪問介護」と、第32 条の2第2項並びに第33条第1項並 びに第3項第1号及び第3号中「定期 巡回·随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「夜間対応型訪問介護 従業者」と、第34条第1項中「運営 規程」とあるのは「第55条に規定す る重要事項に関する規程」と、「定期 巡回·随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「夜間対応型訪問介護 従業者」と、第40条の2第1号及び 第3号中「定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者」とあるのは「夜間対 応型訪問介護従業者」と読み替えるも のとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(9)$ 略

(10)虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

介護従業者」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と、<u>第33</u>条第1項

中「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「夜間対応型訪問介護 従業者」と、<u>第34条</u> 中「運営 規程」とあるのは「第55条に規定す る重要事項に関する規程」と、「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「夜間対応型訪問介護 後業者」と読み替える

ŧ.

のとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(9)$ 略

(10) 略

(勤務体制の確保等)

第59条の13 略

- 2 略
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、 適切な指定地域密着型通所介護の提供 を確保する観点から、職場において行 われる性的な言動又は優越的な関係を 背景とした言動であって業務上必要か つ相当な範囲を超えたものにより地域 密着型通所介護従業者の就業環境が害 されることを防止するための方針の明 確化等の必要な措置を講じなければな らない。

(非常災害対策)

第59条の15 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、 前項に規定する訓練の実施に当たっ (勤務体制の確保等)

第59条の13 略

- 2 略
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、 地域密着型通所介護従業者の資質の向 上のために、その研修の機会を確保し なければならない。

(非常災害対策)

第59条の15 略

て、地域住民の参加が得られるよう連 携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 略

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、 当該指定地域密着型通所介護事業所に おいて感染症が発生し、又はまん延し ないように、次に掲げる措置を講じ なければならない。
 - (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん 延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護 従業者に対し、感染症の予防及びま ん延の防止のための研修及び訓練を 定期的に実施すること。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介 護事業者は、指定地域密着型通所介護 (衛生管理等)

第59条の16 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、 当該指定地域密着型通所介護事業所に おいて感染症が発生し、又はまん延し ないように<u>必要な措置を講ずるよう努</u> <u>め</u>なければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護

の提供に当たっては、利用者、利用者 の家族、地域住民の代表者、区の職員 又は指定地域密着型通所介護事業所が 所在する区域を管轄する法第115条 の46第1項に規定する地域包括支援 センターの職員、地域密着型通所介護 について知見を有する者等により構成 される協議会(テレビ電話装置等を活 用して行うことができるものとする。 ただし、利用者等が参加する場合にあ っては、テレビ電話装置等の活用につ いて当該利用者等の同意を得なければ ならない。) (以下この項において 「運営推進会議」という。)を設置 し、おおむね6月に1回以上、運営推 進会議に対し活動状況を報告し、運営 推進会議による評価を受けるととも に、運営推進会議から必要な要望、助 言等を聴く機会を設けなければならな \ \ \ '

 $2\sim5$ 略

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定

の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員又は指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会

「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

 $2\sim5$ 略

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第28条 0条、第22条、第28条 、第34条から第38条まで」 、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定

する運営規程」とあるのは「第59条 | の12に規定する重要事項に関する規 程」と、「定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者」とあるのは「地域密 着型通所介護従業者」と、第32条の 2第2項中「定期巡回・随時対応型訪 問介護看護従業者」とあるのは「地域 密着型通所介護従業者」と、第34条 第1項中「運営規程」とあるのは「第 59条の12に規定する重要事項に関 する規程」と、「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあるのは 「地域密着型通所介護従業者」と、第 40条の2第1号及び第3号中「定期 巡回·随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「地域密着型通所介護 従業者」と読み替えるものとする。 (準用)

第59条の20の3 第9条から第13 条まで、第15条から第18条まで、 第20条、第22条、第28条、第3 2条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53 条、第59条の2、第59条の4及び 第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問 する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、

「定期

巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護 従業者」と読み替えるものとする。 (準用)

第59条の20の3 第9条から第13 条まで、第15条から第18条まで、 第20条、第22条、第28条_____、第34条から第38条まで____、第41条、第53 条、第59条の2、第59条の4及び 第59条の5第4項並びに前節(第5 9条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について 準用する。この場合において、第9条 第1項中「第31条に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者」とあるのは「運営規| 程(第59条の20の3において準用 する第59条の12に規定する重要事 項に関する規程をいう。第59条の2 0の3において読み替えて準用する第 34条第1項において同じ。)の概 要、共生型地域密着型通所介護の提供 に当たる従業者(以下「共生型地域密 着型通所介護従業者」という。)」 と、第32条の2第2項、第34条第 1項並びに第40条の2第1号及び第 3 号中「定期巡回·随時対応型訪問介 護看護従業者」とあるのは「共生型地 域密着型通所介護従業者」と、第59 条の5第4項中「前項ただし書の場合 (指定地域密着型通所介護事業者が第 1項に規定する設備を利用し、夜間及 び深夜に指定地域密着型通所介護以外 のサービスを提供する場合に限 る。)」とあるのは「共生型地域密着 型通所介護の事業を行う者が当該事業 を行う事業所の設備を利用し、夜間及 び深夜に共生型地域密着型通所介護以 外のサービスを提供する場合」と、第 59条の9第3号中「次条第1項」と あるのは「第59条の20の3におい て準用する次条第1項」と、同条第4 号及び第59条の10第5項中「地域 密着型通所介護従業者」とあるのは 「共生型地域密着型通所介護従業者」

介護看護従業者」とあるのは「運営規程(第59条の20の3において準用する第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第59条の20の3において読み替えて<u>準用する第34条</u>において同じ。)の概要、共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中

「定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者」とあるのは「共生型地 域密着型通所介護従業者」と、第59 条の5第4項中「前項ただし書の場合 (指定地域密着型通所介護事業者が第 1項に規定する設備を利用し、夜間及 び深夜に指定地域密着型通所介護以外 のサービスを提供する場合に限 る。)」とあるのは「共生型地域密着 型通所介護の事業を行う者が当該事業 を行う事業所の設備を利用し、夜間及 び深夜に共生型地域密着型通所介護以 外のサービスを提供する場合」と、第 59条の9第3号中「次条第1項」と あるのは「第59条の20の3におい て準用する次条第1項」と、同条第4 号及び第59条の10第5項中「地域 密着型通所介護従業者」とあるのは 「共生型地域密着型通所介護従業者」

と、第59条の11第2項中「この 節」とあるのは「次節」と、<u>第59条</u> <u>の13第3項及び第4項並びに第59</u> 条の16第2項第1号及び第3号中

「地域密着型通所介護従業者」とある のは「共生型地域密着型通所介護従業 者」と、第59条の18第4項中「第 59条の5第4項| とあるのは「第5 9条の20の3において読み替えて準 用する第59条の5第4項」と、第5 9条の19第2項第2号から第4号ま での規定中「次条」とあるのは「第5 9条の20の3」と、同項第5号中 「前条第2項」とあるのは「第59条 の20の3において準用する前条第2 項」と、同項第6号中「第59条の1 7第2項 とあるのは「第59条の2 0の3において準用する第59条の1 7第2項」と読み替えるものとする。 (運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業 者は、指定療養通所介護事業所ごと に、次に掲げる事業の運営についての 重要事項に関する規程を定めておかな ければならない。

- $(1)\sim(8)$ 略
- (9)虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 略

(安全・サービス提供管理委員会の設

と、第59条の11第2項中「この 節」とあるのは「次節」と、<u>第59条</u> の13第3項

中

「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の20の3において読み替えて第19条の19第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する前条第2でのカーであるのは「第59条の20の3において準用する前条第2項」とあるのは「第59条の2項」と、同項第6号中「第59条の17第2項」と読み替えるものとする。

第59条の34 指定療養通所介護事業 者は、指定療養通所介護事業所ごと に、次に掲げる事業の運営についての 重要事項に関する規程を定めておかな

里安争頃に関する規程を足めてわかるければならない。

 $(1)\sim(8)$ 略

(9) 略

(運営規程)

(安全・サービス提供管理委員会の設

置)

2及び3 略

(準用)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) (次項において「委員会」という。) を設置しなければならない。

第59条の38 第10条から第13条 まで、第16条から第18条まで、第 20条、第22条、第28条、第32 条の2、第34条から第38条まで、 第40条の2、第41条、第59条の 7、第59条の8及び第59条の13 から第59条の18までの規定は、指 定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2 第2項中「定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者」とあるのは「療養通 所介護従業者」とあるのは「第59条の 「運営規程」とあるのは「第59条の

34に規定する重要事項に関する規

程」と、「定期巡回・随時対応型訪問

置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会

____(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2及び3 略

(準用)

第59条の38 第10条から第13条 まで、第16条から第18条まで、第 20条、第22条、第28条____、第34条から第38条まで__ 、第41条、第59条の 7、第59条の8及び第59条の13 から第59条の18までの規定は、指 定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条中</u>

「運営規程」とあるのは「第59条の 34に規定する重要事項に関する規 程」と、「定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第40条の2第1 号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中

「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「指定療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「1年」と、同条第3項中「地域住民」と、同条第3項中「地域住民」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービス」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第64条 指定認知症対応型共同生活介 護事業所若しくは指定介護予防認知症 対応型共同生活介護事業所(指定地域 密着型介護予防サービス基準条例第7 1条第1項に規定する指定介護予防認 知症対応型共同生活介護事業所をい う。次条において同じ。)の居間若し くは食堂又は指定地域密着型特定施設

所介護従業者」と、 <u>第59条の13第</u>	介護看護従業者	ح ر٠	ある	のは	「療	養	通
	所介護従業者」	と、	第5	9条	カ1	3	第
3項	3項						

中

「地域密着型通所介護従業者」と、第5 9条の17第1項中「地域密着型通所 介護について知見を有する者」とある のは「指定療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「 「1年」と、同条第3項中「地域住 民」とあるのは「利用者の状態に応じて、地域住民」と、第59条の18第 4項中「第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービス」と あるのは「第59条の26第4項の指 定療養通所介護以外のサービス」と あるのは「第59条の26第4項の指 定療養通所介護以外のサービス」と あるのは「第59条の26第4項の指 をあるのは「第59条の26第4項の指 をあるのとする。

(従業者の配置の基準)

第64条 指定認知症対応型共同生活介 護事業所若しくは指定介護予防認知症 対応型共同生活介護事業所(指定地域 密着型介護予防サービス基準条例第7 1条第1項に規定する指定介護予防認 知症対応型共同生活介護事業所をい う。次条において同じ。)の居間若し くは食堂又は指定地域密着型特定施設 若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設(第66条第1項において「本体事業所等」という。)の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

2 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第6項、第110条第8項及び第191条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について規則で定める基準を満たす者でなければならない。

(管理者)

若しくは指定地域密着型介護老人福祉 施設の食堂若しくは共同生活室におい て、これらの事業所又は施設

一の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

2 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第6項

及び第191条第7項において「指定 居宅サービス事業等」という。)につ いて規則で定める基準を満たす者でな ければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所 | 第66条 共用型指定認知症対応型通所 介護事業者は、共用型指定認知症対応 型通所介護事業所ごとに専らその職務 に従事する常勤の管理者を置かなけれ ばならない。ただし、共用型指定認知 症対応型通所介護事業所の管理上支障 がない場合は、当該共用型指定認知症 対応型通所介護事業所の他の職務に従 事し、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等の職務に従事することがで きるものとし、なお、当該共用型指定 認知症対応型通所介護事業所の他の職 務に従事し、かつ、同一敷地内にある 他の本体事業所等の職務に従事するこ ととしても差し支えないものとする。

2 略

(運営規程)

第73条 指定認知症対応型通所介護事 業者は、指定認知症対応型通所介護事 業所ごとに、次に掲げる事業の運営に ついての重要事項に関する規程を定め ておかなければならない。

 $(1)\sim(9)$ 略

(10) 虐待の防止のための措置に関 する事項

(11) 略

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第 15条から第18条まで、第20条、 第22条、第28条、第32条の2、

介護事業者は、共用型指定認知症対応 型通所介護事業所ごとに専らその職務 に従事する常勤の管理者を置かなけれ ばならない。ただし、共用型指定認知 症対応型通所介護事業所の管理上支障 がない場合は、当該共用型指定認知症 対応型通所介護事業所の他の職務に従 事し、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等の職務に従事することがで きる

ものとする。

2 略

(運営規程)

第73条 指定認知症対応型通所介護事 業者は、指定認知症対応型通所介護事 業所ごとに、次に掲げる事業の運営に ついての重要事項に関する規程を定め ておかなければならない。

 $(1)\sim(9)$ 略

(10) 略

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第 15条から第18条まで、第20条、 第22条、第28条____、

第34条から第38条まで、第40条 の2、第41条、第53条、第59条 の6、第59条の7、第59条の11 及び第59条の13から第59条の1 8までの規定は、指定認知症対応型通 所介護の事業について準用する。この 場合において、第9条第1項中「第3 1条に規定する運営規程」とあるのは 「第73条に規定する重要事項に関す る規程」と、「定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者」とあるのは「認 知症対応型通所介護従業者」と、第3 2条の2第2項中「定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「認知症対応型通所介護従業者」と、 第34条第1項中「運営規程」とある のは「第73条に規定する重要事項に 関する規程」と、「定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「認知症対応型通所介護従業者」と、 第40条の2第1号及び第3号中「定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「認知症対応型通所介 護従業者」と、第59条の11第2項 中「この節」とあるのは「第4章第3 <u>節」と、第59条の13第3</u>項及び第 4項並びに第59条の16第2項第1 号及び第3号中「地域密着型通所介護 従業者」とあるのは「認知症対応型通 所介護従業者」と、第59条の14中

第34条から第38条まで
、第41条、第53条、第59条
の6、第59条の7、第59条の11
及び第59条の13から第59条の1
8までの規定は、指定認知症対応型通
所介護の事業について準用する。この
場合において、第9条第1項中「第3
1条に規定する運営規程」とあるのは
「第73条に規定する重要事項に関す
る規程」と、「定期巡回・随時対応型
訪問介護看護従業者」とあるのは「認
知症対応型通所介護従業者」と、 <u>第3</u>
4条中
「運営規程」とある
のは「第73条に規定する重要事項に
のは「第73条に規定する重要事項に 関する規程」と、「定期巡回・随時対
関する規程」と、「定期巡回・随時対
関する規程」と、「定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者」とあるのは
関する規程」と、「定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「認知症対応型通所介護従業者」と、
関する規程」と、「定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「認知症対応型通所介護従業者」と、 第59条の11第2項中「この節」と

「利用定員」とあるのは「第73条第4号に規定する利用定員」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービス」とあるのは「第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービス」と読み替えるものとする。

(管理者)

第83条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定認知症対応型共同生活介で第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条においての一であり、第の従業者又は訪問介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条において第11条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において

「利用定員」とあるのは「第73条第4号に規定する利用定員」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービス」とあるのは「第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービス」と読み替えるものとする。

(管理者)

第83条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定別知症対応型共同生活介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定認知症対応型共同生活介質193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条においての一での一ででよりでである者をいう。次条において第11条第2項、第112条、第12条第3項及び第193条において

同じ。) として規則で定める基準を満たす者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護 事業者は、指定小規模多機能型居宅介 護の提供に当たっては、介護支援専門 員(第82条第11項の規定により介 護支援専門員を配置していないサテラ イト型指定小規模多機能型居宅介護事 業所にあっては、本体事業所の介護支 援専門員。以下この条及び第93条に おいて同じ。)が開催するサービス担 当者会議(介護支援専門員が居宅サー ビス計画の作成のために居宅サービス 計画の原案に位置付けた指定居宅サー ビス等の担当者を招集して行う会議 (テレビ電話装置等を活用して行うこ とができるものとする。ただし、利用 者等が参加する場合にあっては、テレ ビ電話装置等の活用について当該利用 者等の同意を得なければならない。) をいう。) 等を通じて、利用者の心身 の状況、その置かれている環境、他の 保健医療サービス又は福祉サービスの 利用状況等の把握に努めなければなら ない。

(運営規程)

第100条 指定小規模多機能型居宅介

同じ。)として規則で定める基準を満たす者であって、別に厚生労働大臣が 定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護 事業者は、指定小規模多機能型居宅介 護の提供に当たっては、介護支援専門 員(第82条第11項の規定により介 護支援専門員を配置していないサテラ イト型指定小規模多機能型居宅介護事 業所にあっては、本体事業所の介護支 援専門員。以下この条及び第93条に おいて同じ。)が開催するサービス 当者会議(介護支援専門員が居宅サー ビス計画の作成のために居宅サービス 計画の原案に位置付けた指定居宅サー ビス等の担当者を招集して行う会議

をいう。)等を通じて、利用者の心身 の状況、その置かれている環境、他の 保健医療サービス又は福祉サービスの 利用状況等の把握に努めなければなら ない。

(運営規程)

第100条 指定小規模多機能型居宅介

護事業者は、指定小規模多機能型居宅 介護事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程 を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(9)$ 略

(10)虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(定員の遵守)

第101条 略

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎 地域その他これに類する地域におい て、地域の実情により当該地域におけ る指定小規模多機能型居宅介護の効率 的運営に必要であると区が認めた場合 は、指定小規模多機能型居宅介護事業 者は、区が認めた日から杉並区介護保 険事業計画(法第117条第1項に規 定する市町村介護保険事業計画をい う。以下この項において同じ。)の終 期まで(区が次期の杉並区介護保険事 業計画を作成するに当たって、新規に 代替サービスを整備するよりも既存の 指定小規模多機能型居宅介護事業所を 活用することがより効率的であると認 めた場合にあっては、次期の杉並区介 護保険事業計画の終期まで)に限り、 登録定員並びに通いサービス及び宿泊 サービスの利用定員を超えて指定小規 模多機能型居宅介護の提供を行うこと

護事業者は、指定小規模多機能型居宅 介護事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程 を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(9)$ 略

<u>(10)</u> 略

(定員の遵守)

第101条 略

ができる。

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、 第20条、第22条、第28条、第3 2条の2、第34条から第38条ま で、第40条から第41条まで、第5 9条の11、第59条の13、第59 条の16及び第59条の17の規定 は、指定小規模多機能型居宅介護の事 業について準用する。この場合におい て、第9条第1項中「第31条に規定 する運営規程」とあるのは「第100 条に規定する重要事項に関する規程」 と、「定期巡回・随時対応型訪問介護 看護従業者」とあるのは「小規模多機 能型居宅介護従業者」と、第32条の 2第2項中「定期巡回・随時対応型訪 問介護看護従業者」とあるのは「小規 模多機能型居宅介護従業者」と、第3 4条第1項中「運営規程」とあるのは 「第100条に規定する重要事項に関 する規程」と、「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあるのは 「小規模多機能型居宅介護従業者」 と、第40条の2第1号及び第3号 中「定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者」とあるのは「小規模多機能 型居宅介護従業者」と、第59条の1 1第2項中「この節」とあるのは「第 5章第4節」と、第59条の13第3

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、 第20条、第22条、第28条 ____、第34条から第38条ま で、第40条、第41条 、第5 9条の11、第59条の13、第59 条の16及び第59条の17の規定 は、指定小規模多機能型居宅介護の事 業について準用する。この場合におい て、第9条第1項中「第31条に規定 する運営規程」とあるのは「第100 条に規定する重要事項に関する規程」 と、「定期巡回・随時対応型訪問介護 看護従業者」とあるのは「小規模多機 能型居宅介護従業者」と、第34条中 「運営規程」とあるのは 「第100条に規定する重要事項に関 する規程」と、「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあるのは 「小規模多機能型居宅介護従業者」 と、第59条の11第2項中「この 節」とあるのは「第5章第4節」と、 第59条の13第3項

項及び第4項並びに第59条の16第 2項第1号及び第3号中「地域密着型 通所介護従業者」とあるのは「小規模 多機能型居宅介護従業者」と、第59 条の17第1項中「地域密着型通所介 護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について 知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第110条 略

2及び3 略

4 指定認知症対応型共同生活介護事業 者は、指定認知症対応型共同生活介護 事業所ごとに、保健医療サービス又は 福祉サービスの利用に係る計画の作成 に関し知識及び経験を有する者であっ て第118条第3項に規定する認知症 対応型共同生活介護計画の作成を担当 させるのに適当と認められるものを専 らその職務に従事する計画作成担当者 としなければならない。ただし、利用 者(当該指定認知症対応型共同生活介 護事業者が指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業者(指定地域密着型 介護予防サービス基準条例第71条第 1項に規定する指定介護予防認知症対 通所介護従業者」とあるのは「小規模 多機能型居宅介護従業者」と、第59 条の17第1項中「地域密着型通所介 護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について 知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービス

の提供回数等の活動状況」と読み替え

中「地域密着型

(従業者の配置の基準)

第110条 略

るものとする。

2及び3 略

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居

一 ごとに、保健医療サービス又は 福祉サービスの利用に係る計画の作成 に関し知識及び経験を有する者であっ て第118条第3項に規定する認知症 対応型共同生活介護計画の作成を担当 させるのに適当と認められるものを専 らその職務に従事する計画作成担当者 としなければならない。ただし、利用 者(当該指定認知症対応型共同生活介 護事業者が指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業者(指定地域密着型 介護予防サービス基準条例第71条第 1項に規定する指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業者をいう。以下 同じ。) の指定を併せて受け、かつ、 指定認知症対応型共同生活介護の事業 と指定介護予防認知症対応型共同生活 介護(指定地域密着型介護予防サービ ス基準条例第70条に規定する指定介 護予防認知症対応型共同生活介護をい う。以下同じ。) の事業とが同一の事 業所において一体的に運営されている 場合にあっては、当該事業所における 指定認知症対応型共同生活介護又は指 定介護予防認知症対応型共同生活介護 の利用者。以下この条及び第113条 において同じ。) の処遇に支障がない 場合は、当該指定認知症対応型共同生 活介護事業所における他の職務に従事 することができるものとする。

5~7 略

8 第6項本文の規定にかかわらず、サ テライト型指定認知症対応型共同生活 介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サー ビス事業等その他の保健医療又は福祉 に関する事業について3年以上の経験 を有する指定認知症対応型共同生活介 護事業者により設置される当該指定認 知症対応型共同生活介護事業所以外の 指定認知症対応型共同生活介護事業所 であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所 であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所 であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所 応型共同生活介護事業者をいう。以下 同じ。)の指定を併せて受け、かつ、 指定認知症対応型共同生活介護の事業 と指定介護予防認知症対応型共同生活介 護予防認知症対応型共同生活介護を う。以下同じ。)の事業とが同一の事業 業所において一体的に運営されている 場合にあっては、当該事業所における 指定認知症対応型共同生活介護又は指 定介護予防認知症対応型共同生活介護 場合にあっては、当該事業所における 指定認知症対応型共同生活介護 の利用者。以下この条及び第113条 において同じ。)の処遇に支障がない 場合は、当該共同生活住居

_____における他の職務に従事することができるものとする。

 $5 \sim 7$ 略

型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第5項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

9 略

10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業とができる。 10 指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業とができる。 第2 が指定の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たするとをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第111条略

2 前項本文の規定にかかわらず、共同 生活住居の管理上支障がない場合は、 サテライト型指定認知症対応型共同生 活介護事業所における共同生活住居の 管理者は、本体事業所における共同生 活住居の管理者をもって充てることが

8 略

9 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第111条 略

できる。

3 略

第113条 指定認知症対応型共同生活 介護事業所は、共同生活住居を有する ものとし、その数は<u>1以上3以下(サ</u> <u>テライト型指定認知症対応型共同生活</u> 介護事業所にあっては、1又は2)と する。

$2 \sim 7$ 略

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱 方針)

第117条 略

$2\sim6$ 略

- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業 者は、身体的拘束等の適正化を図るた め、次に掲げる措置を講じなければな らない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための 対策を検討する委員会<u>(テレビ電話</u> 装置等を活用して行うことができる ものとする。)を3月に1回以上開 催するとともに、その結果につい て、介護従業者その他の従業者に周 知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略

8 指定認知症対応型共同生活介護事業 者は、自らその提供する指定認知症対 応型共同生活介護の質の評価を行うと ともに、定期的に<u>次の各号のいずれか</u> の評価を受けて、それらの結果を公表

2 略

第113条 指定認知症対応型共同生活 介護事業所は、共同生活住居を有する ものとし、その数は3以下

トす

る。

$2\sim7$ 略

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱 方針)

第117条 略

$2\sim6$ 略

- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業 者は、身体的拘束等の適正化を図るた め、次に掲げる措置を講じなければな らない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略

8 指定認知症対応型共同生活介護事業 者は、自らその提供する指定認知症対 応型共同生活介護の質の評価を行うと ともに、定期的に<u>外部の者による</u> 評価を受けて、それらの結果を公表 し、常にその改善を図らなければならない。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第122条 指定認知症対応型共同生活 介護事業者は、共同生活住居ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程を定めておかなけれ ばならない。
 - $(1)\sim(6)$ 略
 - (7) <u>虐待の防止のための措置に関す</u> る事項

し、常にその改善を図らなければならない。

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、 同時に介護保険施設、指定居宅サービ ス、指定地域密着型サービス

____、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第122条 指定認知症対応型共同生活 介護事業者は、共同生活住居ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程を定めておかなけれ ばならない。
 - $(1)\sim(6)$ 略

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第123条 略

- 2 略
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12 条、第13条、第22条、第28条、 第32条の2、第34条から第36条 (7) 略

(勤務体制の確保等)

第123条 略

- 2 略
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業 者は、介護従業者の資質の向上のため に、その研修の機会を確保しなければ ならない。

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12 条、第13条、第22条、第28条 ____、第34条から第36条 まで、第38条、第40条から第41 条まで、第59条の11、第59条の 16、第59条の17第1項から第4 項まで、第99条、第102条及び第 104条の規定は、指定認知症対応型 共同生活介護の事業について準用す る。この場合において、第9条第1項 中「第31条に規定する運営規程」と あるのは「第122条に規定する重要 事項に関する規程」と、「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」とあ るのは「介護従業者」と、第32条の 2第2項中「定期巡回・随時対応型訪 問介護看護従業者」とあるのは「介護 従業者」と、第34条第1項中「運営 規程」とあるのは「第122条に規定 する重要事項に関する規程」と、「定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「介護従業者」と、第 40条の2第1号及び第3号中「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「介護従業者」と、第 59条の11第2項中「この節」とあ るのは「第6章第4節」と、第59条 の16第2項第1号及び第3号中「定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「介護従業者」と、第 59条の17第1項中「地域密着型通 所介護について知見を有する者」とあ るのは「認知症対応型共同生活介護に

まで、第38条、第40条、第41条
____、第59条の11、第59条の
16、第59条の17第1項から第4
項まで、第99条、第102条及び第
104条の規定は、指定認知症対応型
共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項
中「第31条に規定する運営規程」と
あるのは「第122条に規定する重要
事項に関する規程」と、「定期巡回・
随時対応型訪問介護看護従業者」とあ
るのは「介護従業者」と、第34条中

「運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」

59条の17第1項中「地域密着型通 所介護について知見を有する者」とあ るのは「認知症対応型共同生活介護に

と、第

ついて知見を有する者」と、「6月」 とあるのは「2月」と、第99条中 「小規模多機能型居宅介護従業者」と あるのは「介護従業者」と、第102 条中「指定小規模多機能型居宅介護事 業者」とあるのは「指定認知症対応型 共同生活介護事業者」と読み替えるも のとする。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介 護の取扱方針)

第138条 略

 $1\sim5$ 略

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活 介護事業者は、身体的拘束等の適正化 を図るため、次に掲げる措置を講じな ければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための 対策を検討する委員会<u>(テレビ電話</u> 装置等を活用して行うことができる ものとする。)を3月に1回以上開 催するとともに、その結果につい て、介護職員その他の従業者に周知 徹底を図ること。

(2)及び(3) 略

7 略

(運営規程)

第145条 指定地域密着型特定施設入 居者生活介護事業者は、指定地域密着 型特定施設ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程 ついて知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介 護の取扱方針)

第138条 略

 $1\sim5$ 略

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活 介護事業者は、身体的拘束等の適正化 を図るため、次に掲げる措置を講じな ければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略

7 略

(運営規程)

第145条 指定地域密着型特定施設入 居者生活介護事業者は、指定地域密着 型特定施設ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程 を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(8)$ 略

(9) <u>虐待の防止のための措置に関す</u> る事項

(10) 略

(勤務体制の確保等)

第146条 略

2及び3 略

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活 介護事業者は、地域密着型特定施設従 業者の資質の向上のために、その研修 の機会を確保しなければならない。<u>そ</u> の際、当該指定地域密着型特定施設入 居者生活介護事業者は、全ての地域密 着型特定施設従業者(看護師、准看護 師、介護福祉士、介護支援専門員、法 第8条第2項に規定する政令で定める 者等の資格を有する者その他これに類 する者を除く。)に対し、認知症介護 に係る基礎的な研修を受講させるため に必要な措置を講じなければならな い。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活 介護事業者は、適切な指定地域密着型 特定施設入居者生活介護の提供を確保 する観点から、職場において行われる 性的な言動又は優越的な関係を背景と した言動であって業務上必要かつ相当 な範囲を超えたものにより地域密着型 特定施設従業者の就業環境が害される

を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(8)$ 略

(9) 略

(勤務体制の確保等)

第146条 略

2及び3 略

4 指定地域密着型特定施設入居者生活 介護事業者は、地域密着型特定施設従 業者の資質の向上のために、その研修 の機会を確保しなければならない。 ことを防止するための方針の明確化等 の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第149条 第12条、第13条、第2 2条、第28条、第32条の2、第3 4条から第38条まで、第40条から 第41条まで、第59条の11、第5 9条の15、第59条の16、第59 条の17第1項から第4項まで及び第 99条の規定は、指定地域密着型特定 施設入居者生活介護の事業について準 用する。この場合において、第32条 の2第2項中「定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者」とあるのは「地 域密着型特定施設従業者」と、第34 条第1項中「運営規程」とあるのは 「第145条に規定する重要事項に関 する規程」と、「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあるのは 「地域密着型特定施設従業者」と、第 40条の2第1号及び第3号中「定期 巡回·随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「地域密着型特定施設 従業者」と、第59条の11第2項中 「この節」とあるのは「第7章第4 節」と、第59条の16第2項第1号 及び第3号中「地域密着型通所介護従 業者」とあるのは「地域密着型特定施 設従業者」と、第59条の17第1項 (準用)

第1	4	9	条		第	1	2	条	,	第	1	3	条		第	2
2	条.		第	2	8	条	<u> </u>							`	第	3
4	条:	カゝ	ら:	第	3	8	条	ま	で	``	第	4	0	条		第
4	1	条					第	5	9	条	(D)	1	1	`	第	5
9	条	の	1	5	`	第	5	9	条	0	1	6	`	第	5	9
条	(D)	1	7	第	1	項	カ	ら	第	4	項	ま	で	及	び	第
9	9	条	Ø);	規	定	は		指	定	地	域	密	着	型	特	定
施	設	人	居:	者	生	活	介	護	0	事	業	に	つ	١V	て	準
用	す	る。	0	ک	0)	場	合	に	お	٧V	て	`	第	3	4	条
<u>中</u>																
					_	ſį	重官	営夫	見和	呈_		لح	あ	る	0)	は
Γ	第	1	4	5	条	に	規	定	す	る	重	要	事	項	il C	関
す	る	規	程.		と	`	Γ	定	期	巡	口	•	随	[時	対	応
型	訪	問	介	諺	建君	言語	隻行	逆 美	巻き	者_		ط	あ	る	0)	は
Γ	地:	域	密	着	型	特	定	施	設	従	業	者	.]	と	`	第
5	9	条	の	1	1	第	2	項	中	Γ	ک	0)	節	j	と	あ
る	0	は	Γ	第	7	章	第	4	節							
					上		笙	5	9	条	\mathcal{O}	1	7	笙	1	項

中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

- 第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。
 - $(1)\sim(3)$ 略
 - (4) 栄養士又は管理栄養士
 - (5)及び(6) 略
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設の 従業者は、専ら当該指定地域密着型介 護老人福祉施設の職務に従事する者で なければならない。ただし、入所者の 処遇に支障がない場合は、この限りで ない。

中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- $(1)\sim(3)$ 略
- (4) 栄養士
- (5)及び(6) 略
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設の 従業者は、専ら当該指定地域密着型介 護老人福祉施設の職務に従事する者で なければならない。<u>ただし、指定地域</u> 密着型介護老人福祉施設(ユニット型 指定地域密着型介護老人福祉施設(第 178条に規定するユニット型指定地

域密着型介護老人福祉施設をいう。以 下この項において同じ。)を除く。以 下この項において同じ。) にユニット 型指定介護老人福祉施設(指定介護老 人福祉施設の人員、設備及び運営に関 する基準(平成11年厚生省令第39 号)。以下「指定介護老人福祉施設基 準」という。) 第38条に規定するユ ニット型指定介護老人福祉施設をい <u>う。以下この項において同じ。)を併</u> 設する場合の指定地域密着型介護老人 福祉施設及びユニット型指定介護老人 福祉施設の介護職員及び看護職員(指 定介護老人福祉施設基準第47条第2 項の規定に基づき配置される看護職員 に限る。)又は指定地域密着型介護老 人福祉施設にユニット型指定地域密着 型介護老人福祉施設を併設する場合の 指定地域密着型介護老人福祉施設及び ユニット型指定地域密着型介護老人福 祉施設の介護職員及び規則で定める看 護職員を除き、入所者の処遇に支障が ない場合は、この限りでない。

$3\sim6$ 略

7 第1項第2号及び第4号から第6号 までの規定にかかわらず、サテライト 型居住施設の生活相談員、栄養士<u>若し</u> くは管理栄養士、機能訓練指導員又は 介護支援専門員については、次に掲げ る本体施設の場合には、次の各号に掲

$3\sim6$ 略

7 第1項第2号及び第4号から第6号 までの規定にかかわらず、サテライト 型居住施設の生活相談員、栄養士____ 、機能訓練指導員又は 介護支援専門員については、次に掲げ る本体施設の場合には、次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 指定介護老人福祉施設又は指定 地域密着型介護老人福祉施設 <u>生活</u> 相談員、栄養士若しくは管理栄養 <u>士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専 門員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談 員、栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>、理 学療法士、作業療法士若しくは言語 聴覚士又は介護支援専門員
- (3) 病院 栄養士<u>若しくは管理栄養</u> 士(病床数100以上の病院の場合 に限る。)又は介護支援専門員(指 定介護療養型医療施設の場合に限 る。)
- (4) 介護医療院 栄養士<u>若しくは管</u> 理栄養士又は介護支援専門員

8~11 略

12 指定地域密着型介護老人福祉施設 に指定通所介護事業所(指定居宅サー ビス等基準第93条第1項に規定する 指定通所介護事業所をいう。以下同 じ。)、指定短期入所生活介護事業所 等、指定地域密着型通所介護事業所又 は併設型指定認知症対応型通所介護の 事業を行う事業所若しくは指定地域密 げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の 入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 指定介護老人福祉施設又は指定 地域密着型介護老人福祉施設 <u>栄養</u> 士
 - 一、機能訓練指導員又は介護支援専 門員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談 員、栄養士____、理 学療法士、作業療法士若しくは言語 聴覚士又は介護支援専門員
- (3) 病院 栄養士 __(病床数100以上の病院の場合 に限る。)又は介護支援専門員(指 定介護療養型医療施設の場合に限 る。)
- (4) 介護医療院 栄養士 又は介護支援専門員

8~11 略

12 指定地域密着型介護老人福祉施設 に指定通所介護事業所(指定居宅サー ビス等基準第93条第1項に規定する 指定通所介護事業所をいう。以下同 じ。)、指定短期入所生活介護事業所 等、指定地域密着型通所介護事業所又 は併設型指定認知症対応型通所介護の 事業を行う事業所若しくは指定地域密 着型介護予防サービス基準条例第5条 第1項に規定する併設型指定介護予防 認知症対応型通所介護の事業を行う事 業所が併設される場合においては、当 該併設される事業所の生活相談員、栄 養士又は機能訓練指導員については、 当該指定地域密着型介護老人福祉施設 の生活相談員、栄養士若しくは管理栄 養士又は機能訓練指導員により当該事 業所の利用者の処遇が適切に行われる と認められるときは、これを置かない ことができる。

13~16 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 略

 $2\sim5$ 略

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、身体的拘束等の適正化を図るた め、次に掲げる措置を講じなければな らない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話 装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略

7 略

着型介護予防サービス基準条例第5条 第1項に規定する併設型指定介護予防 認知症対応型通所介護の事業を行う事 業所が併設される場合においては、当 該併設される事業所の生活相談員、栄 養士又は機能訓練指導員については、 当該指定地域密着型介護老人福祉施設 の生活相談員、栄養士又は機能訓練指 導員により 当該事

業所の利用者の処遇が適切に行われる と認められるときは、これを置かない ことができる。

13~16 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 略

 $2\sim5$ 略

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、身体的拘束等の適正化を図るた め、次に掲げる措置を講じなければな らない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略

7 略

(地域密着型施設サービス計画の作成) 第158条 略

 $2\sim5$ 略

6 計画担当介護支援専門員は、サービ ス担当者会議(入所者に対する指定地 域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護の提供に当たる他の担当者(以下 この条において「担当者」という。) を招集して行う会議(テレビ電話装置 等を活用して行うことができるものと する。ただし、入所者又はその家族 (以下この項において「入所者等」と いう。) が参加する場合にあっては、 テレビ電話装置等の活用について当該 入所者等の同意を得なければならな い。)をいう。以下この章において同 じ。)の開催、担当者に対する照会等 により、当該地域密着型施設サービス 計画の原案の内容について、担当者か ら、専門的な見地からの意見を求める ものとする。

 $7 \sim 12$ 略

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老 人福祉施設は、入所者の栄養状態の維 持及び改善を図り、自立した日常生活 を営むことができるよう、各入所者の 状態に応じた栄養管理を計画的に行わ なければならない。

(口腔衛生の管理)

(地域密着型施設サービス計画の作成) 第158条 略

 $2\sim5$ 略

6	計画担当介護支援専門員は、	サービ
	ス担当者会議(入所者に対する	指定地
	域密着型介護老人福祉施設入所	者生活
	介護の提供に当たる他の担当者	'(以下
	この条において「担当者」とい	う。)
	を招集して行う会議	

をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

 $7 \sim 12$ 略

第163条の3 指定地域密着型介護老 人福祉施設は、入所者の口腔の健康の 保持を図り、自立した日常生活を営む ことができるよう、口腔衛生の管理体 制を整備し、各入所者の状態に応じた 口腔衛生の管理を計画的に行わなけれ ばならない。

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(7)$ 略

(8)虐待の防止のための措置に関する事項

<u>(9)</u> 略

(勤務体制の確保等)

第169条 略

2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福 祉施設は、次に掲げる施設の運営につ いての重要事項に関する規程を定めて おかなければならない。

 $(1)\sim(7)$ 略

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第169条 略

2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、従業者に対し、その資質の向上の ための研修の機会を確保しなければな らない。 なければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、適切な指定地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護の提供を確保す る観点から、職場において行われる性 的な言動又は優越的な関係を背景とし た言動であって業務上必要かつ相当な 範囲を超えたものにより従業者の就業 環境が害されることを防止するための 方針の明確化等の必要な措置を講じな ければならない。

(衛生管理等)

第171条 略

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、当該指定地域密着型介護老人福祉 施設において感染症又は食中毒が発生 し、又はまん延しないように、次に掲 げる 措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定地域密着型介護老人福 祉施設における感染症及び食中毒の 予防及びまん延の防止のための指針

(衛生管理等)

第171条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、当該指定地域密着型介護老人福祉 施設において感染症又は食中毒が発生 し、又はまん延しないように、<u>規則で</u> 定める措置を講じなければならない。 を整備すること。

- (3) 当該指定地域密着型介護老人福 祉施設において、介護職員その他の 従業者に対し、感染症及び食中毒の 予防及びまん延の防止のための研修 並びに感染症の予防及びまん延の防 止のための訓練を定期的に実施する こと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別 に厚生労働大臣が定める感染症又は 食中毒が疑われる際の対処等に関す る手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、<u>次に掲げる</u>措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次 号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに 至る危険性がある事態が生じた場合 に、当該事実が報告され、その分析 を通した改善策について、従業者に 周知徹底を図る体制を整備するこ と。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。)及び従

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、<u>規則で定める</u>措置を講じなければならない。

業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実 施するための担当者を置くこと。

 $2\sim4$ 略

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12 条、第13条、第22条、第28条、 第32条の2、第34条、第36条、 第38条、第40条の2、第41条、 第59条の11、第59条の15及び 第59条の17第1項から第4項まで の規定は、指定地域密着型介護老人福 祉施設について準用する。この場合に おいて、第9条第1項中「第31条に 規定する運営規程」とあるのは「第1 68条に規定する重要事項に関する規 程」と、「定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者」とあるのは「従業 者」と、第13条第1項中「指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護の提供 の開始に際し、」とあるのは「入所の 際に」と、同条第2項中「指定居宅介 護支援が利用者に対して行われていな い等の場合であって必要と認めるとき は、要介護認定」とあるのは「要介護 認定」と、第32条の2第2項中「定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「従業者」と、第34 条第1項中「運営規程」とあるのは 2~4 略 (準用)

条、第13条、第22条、第28条 ____、第34条、第36条、 第38条 、第41条、 第59条の11、第59条の15及び 第59条の17第1項から第4項まで の規定は、指定地域密着型介護老人福 祉施設について準用する。この場合に おいて、第9条第1項中「第31条に 規定する運営規程」とあるのは「第1 68条に規定する重要事項に関する規 程」と、「定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者」とあるのは「従業 者」と、第13条第1項中「指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護の提供 の開始に際し、」とあるのは「入所の 際に」と、同条第2項中「指定居宅介 護支援が利用者に対して行われていな い等の場合であって必要と認めるとき は、要介護認定」とあるのは「要介護 認定」と、第34条中「運営規程」と あるのは「第168条に規定する重要 事項に関する規程」と、

第177条 第9条、第10条、第12

「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護の取扱方針)

第182条 略

 $2 \sim 7$ 略

- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人 福祉施設は、身体的拘束等の適正化を 図るため、次に掲げる措置を講じなけ ればならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話</u>装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2)及び(3) 略

「定期巡回·随時対応型訪
問介護看護従業者」とあるのは「従業
者」と、第59条の11第2項中「こ
の節」とあるのは「第8章第4節」
と、第59条の17第1項中「地域密
着型通所介護について知見を有する
者」とあるのは「地域密着型介護老人
福祉施設入所者生活介護について知見
を有する者」と、「6月」とあるのは
「2月」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第182条 略

 $2 \sim 7$ 略

- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人 福祉施設は、身体的拘束等の適正化を 図るため、次に掲げる措置を講じなけ ればならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための 対策を検討する委員会

を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略

9 略

(運営規程)

- 第186条 ユニット型指定地域密着型 介護老人福祉施設は、次に掲げる施設 の運営についての重要事項に関する規 程を定めておかなければならない。
 - $(1)\sim(8)$ 略
 - (9) <u>虐待の防止のための措置に関す</u> る事項

(10) 略

(勤務体制の確保等)

第187条 略

2及び3 略

- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人 福祉施設は、従業者に対し、その資質 の向上のための研修の機会を確保しな ければならない。その際、当該ユニッ ト型指定地域密着型介護老人福祉施設 は、全ての従業者(看護師、准看護 師、介護福祉士、介護支援専門員、法 第8条第2項に規定する政令で定める 者等の資格を有する者その他これに類 する者を除く。)に対し、認知症介護 に係る基礎的な研修を受講させるため に必要な措置を講じなければならな い。
- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人 福祉施設は、適切な指定密着型介護老 人福祉施設入所者生活介護の提供を確 保する観点から、職場において行われ

9 略

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型 介護老人福祉施設は、次に掲げる施設 の運営についての重要事項に関する規 程を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(8)$ 略

(9) 略

(勤務体制の確保等)

第187条 略

2及び3 略

4 ユニット型指定地域密着型介護老人 福祉施設は、従業者に対し、その資質 の向上のための研修の機会を確保しな ければならない。 る性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12 条、第13条、第22条、第28条、 第32条の2、第34条、第36条、 第38条、第40条の2、第41条、 第59条の11、第59条の15、第 59条の17第1項から第4項まで、 第153条から第155条まで、第1 58条、第161条、第163条から 第167条まで及び第171条から第 176条までの規定は、ユニット型指 定地域密着型介護老人福祉施設につい て準用する。この場合において、第9 条第1項中「第31条に規定する運営 規程」とあるのは「第186条に規定 する重要事項に関する規程」と、「定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「従業者」と、第13 条第1項中「指定定期巡回·随時対応 型訪問介護看護の提供の開始に際 し、」とあるのは「入居の際に」と、 同条第2項中「指定居宅介護支援が利 用者に対して行われていない等の場合 であって必要と認めるときは、要介護 (準用)

条、第13条、第22条、第28条 、第34条、第36条、 第38条 、第41条、 第59条の11、第59条の15、第 59条の17第1項から第4項まで、 第153条から第155条まで、第1 58条、第161条、第163条から 第167条まで及び第171条から第 176条までの規定は、ユニット型指 定地域密着型介護老人福祉施設につい て準用する。この場合において、第9 条第1項中「第31条に規定する運営 規程」とあるのは「第186条に規定 する重要事項に関する規程」と、「定 期巡回·随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「従業者」と、第13 条第1項中「指定定期巡回·随時対応 型訪問介護看護の提供の開始に際 し、」とあるのは「入居の際に」と、 同条第2項中「指定居宅介護支援が利 用者に対して行われていない等の場合 であって必要と認めるときは、要介護

第189条 第9条、第10条、第12

認定」とあるのは「要介護認定」と、 第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者」とあるのは「従業者」と、第 59条の11第2項中「この節」とあ るのは「第8章第5節第3款」と、第 59条の17第1項中「地域密着型通 所介護について知見を有する者」とあ るのは「地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護について知見を有する 者」と、「6月」とあるのは「2月」 と、第167条中「第158条」とあ るのは「第189条において準用する 第158条」と、同条第5号中「第1 57条第5項」とあるのは「第182 条第7項」と、同条第6号中「第17 7条」とあるのは「第189条」と、 同条第7号中「第175条第3項」と あるのは「第189条において準用す る第175条第3項」と、第176条 第2項第2号中「第155条第2項」 とあるのは「第189条において準用 する第155条第2項」と、同項第3

認定」とあるのは「要介護認定」と、 第34条中「運営規程」とあるのは 「第186条に規定する重要事項に関 する規程」と、

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者」とあるのは「従業者」と、第 59条の11第2項中「この節」とあ るのは「第8章第5節第3款」と、第 59条の17第1項中「地域密着型通 所介護について知見を有する者」とあ るのは「地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護について知見を有する 者」と、「6月」とあるのは「2月」 と、第167条中「第158条」とあ るのは「第189条において準用する 第158条」と、同条第5号中「第1 57条第5項」とあるのは「第182 条第7項」と、同条第6号中「第17 7条」とあるのは「第189条」と、 同条第7号中「第175条第3項」と あるのは「第189条において準用す る第175条第3項」と、第176条 第2項第2号中「第155条第2項」 とあるのは「第189条において準用 する第155条第2項」と、同項第3

号中「第157条第5項」とあるのは 「第182条第7項」と、同項第4号 及び第5号中「次条」とあるのは「第 189条」と、同項第6号中「前条第 3項」とあるのは「第189条におい て準用する前条第3項」と、同項第7 号中「次条」とあるのは「第189 条」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第191条 略

 $2\sim9$ 略

10 指定看護小規模多機能型居宅介護 事業者は、登録者に係る居宅サービス 計画及び第199条第4項に規定する 看護小規模多機能型居宅介護計画の作 成に専ら従事する介護支援専門員を置 かなければならない。ただし、当該介 護支援専門員は、利用者の処遇に支障 がない場合は、当該指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所の他の職務に従 事し、又は当該指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所に併設する<u>第6項各</u> 号に掲げる施設等の職務に従事するこ とができる。

13 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、 第20条、第22条、第28条<u>、第3</u> 2条の2、第34条から第38条ま で、第40条から第41条まで、第5 号中「第157条第5項」とあるのは 「第182条第7項」と、同項第4号 及び第5号中「次条」とあるのは「第 189条」と、同項第6号中「前条第 3項」とあるのは「第189条におい て準用する前条第3項」と、同項第7 号中「次条」とあるのは「第189 条」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第191条 略

 $2\sim9$ 略

10 指定看護小規模多機能型居宅介護 事業者は、登録者に係る居宅サービス 計画及び第199条第4項に規定する 看護小規模多機能型居宅介護計画の作 成に専ら従事する介護支援専門員を置 かなければならない。ただし、当該介 護支援専門員は、利用者の処遇に支障 がない場合は、当該指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所の他の職務に従 事し、又は当該指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所に併設する<u>前項各号</u> 」に掲げる施設等の職務に従事するこ とができる。

13 略

(準用)

第202条第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条_____、_____、第34条から第38条まで、で、第40条、第41条

9条の11、第59条の13、第59 条の16、第59条の17、第87条 から第90条まで、第93条から第9 5条まで、第97条、第98条、第1 00条から第104条まで及び第10 6条の規定は、指定看護小規模多機能 型居宅介護の事業について準用する。 この場合において、第9条第1項中 「第31条に規定する運営規程」とあ るのは「第202条において準用する 第100条に規定する重要事項に関す る規程」と、「定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者」とあるのは「看 護小規模多機能型居宅介護従業者」 と、第32条の2第2項中「定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「看護小規模多機能型居宅介 護従業者」と、第34条第1項中「運 営規程」とあるのは「第202条にお いて準用する第100条に規定する重 要事項に関する規程」と、「定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「看護小規模多機能型居宅介 護従業者」と、第40条の2第1号及 び第3号中「定期巡回・随時対応型訪 問介護看護従業者」とあるのは「看護 小規模多機能型居宅介護従業者」と、 第59条の11第2項中「この節」と あるのは「第9章第4節」と、第59 条の13第3項及び第4項並びに第5

9条の11、第59条の13、第59 条の16、第59条の17、第87条 から第90条まで、第93条から第9 5条まで、第97条、第98条、第1 00条から第104条まで及び第10 6条の規定は、指定看護小規模多機能 型居宅介護の事業について準用する。 この場合において、第9条第1項中 「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する 第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者」とあるのは「看 護小規模多機能型居宅介護従業者」と、 第34条中

「運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項

中

9条の16第2項第1号及び第3号中

「地域密着型通所介護従業者」とある のは「看護小規模多機能型居宅介護従 業者」と、第59条の17第1項中 「地域密着型通所介護について知見を 有する者」とあるのは「看護小規模多 機能型居宅介護について知見を有する 者」と、「6月」とあるのは「2月」 と、「活動状況」とあるのは「通いサ ービス及び宿泊サービスの提供回数等 の活動状況」と、第87条中「第82 条第11項」とあるのは「第191条 第12項」と、第89条及び第97条 中「小規模多機能型居宅介護従業者」 とあるのは「看護小規模多機能型居宅 介護従業者」と、第102条中「指定 小規模多機能型居宅介護事業者」とあ るのは「指定看護小規模多機能型居宅 介護事業者」と、第106条中「第8 2条第5項の表の中欄」とあるのは 「第191条第6項各号」と読み替え るものとする。

<u>第10章</u> 雜則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ

「地域密着型通所介護従業者」とある

のは「看護小規模多機能型居宅介護従

業者」と、第59条の17第1項中

「地域密着型通所介護について知見を

有する者」とあるのは「看護小規模多

機能型居宅介護について知見を有する

者」と、「6月」とあるのは「2月」

と、「活動状況」とあるのは「通いサ

ービス及び宿泊サービスの提供回数等

の活動状況」と、第87条中「第82

条第11項」とあるのは「第191条

第12項」と、第89条及び第97条

中「小規模多機能型居宅介護従業者」

とあるのは「看護小規模多機能型居宅

介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあ

るのは「指定看護小規模多機能型居宅

介護事業者」と、第106条中「第8

2条第5項の表の中欄」とあるのは

「第191条第6項各号」と読み替え

るものとする。

の他文字、図形等人の知覚によって認 識することができる情報が記載された 紙その他の有体物をいう。以下この条 において同じ。) で行うことが規定さ れている又は想定されるもの(第12 条第1項(第59条、第59条の2 0、第59条の20の3、第59条の 38、第80条、第108条、第12 8条、第149条、第177条、第1 89条及び第202条において準用す る場合を含む。)、第115条第1 項、第136条第1項及び第155条 第1項(第189条において準用する 場合を含む。)並びに次項に規定する ものを除く。)については、書面に代 えて、当該書面に係る電磁的記録(電 子的方式、磁気的方式その他人の知覚 によっては認識することができない方 式で作られる記録であって、電子計算 機による情報処理の用に供されるもの をいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び 指定地域密着型サービスの提供に当た る者は、交付、説明、同意、承諾、締 結その他これらに類するもの(以下 「交付等」という。)のうち、この条 例の規定において書面で行うことが規 定されている又は想定されるものにつ いては、当該交付等の相手方の承諾を 得て、書面に代えて、電磁的方法(電 子的方法、磁気的方法その他人の知覚 によって認識することができない方法 をいう。)によることができる。

第11章 略

第204条 略

第12章 略

第205条 略

附則

 $1 \sim 3$ 略

4 第130条第1項の規定にかかわら ず、療養病床等を有する病院又は病床 を有する診療所の開設者が、当該病院 の療養病床等又は当該診療所の病床を 令和6年3月31日 までの間に転換 (当該病院の療養病床等又は当該診療 所の病床の病床数を減少させるととも に、当該病院等の施設を介護医療院、 軽費老人ホーム(老人福祉法第20条 の6に規定する軽費老人ホームをい う。) その他の要介護者、要支援者そ の他の者を入所又は入居させるための 施設の用に供することをいう。次項に おいて同じ。)を行って指定地域密着 型特定施設入居者生活介護の事業を行 う医療機関併設型指定地域密着型特定 施設(介護老人保健施設、介護医療院 又は病院若しくは診療所に併設される 指定地域密着型特定施設をいう。以下 この項及び次項において同じ。) の生 活相談員、機能訓練指導員及び計画作 第10章 略

第203条 略

第11章 略

<u>第204条</u> 略

附則

 $1 \sim 3$ 略

4 第130条第1項の規定にかかわら ず、療養病床等を有する病院又は病床 を有する診療所の開設者が、当該病院 の療養病床等又は当該診療所の病床を 平成36年3月31日までの間に転換 (当該病院の療養病床等又は当該診療 所の病床の病床数を減少させるととも に、当該病院等の施設を介護医療院、 軽費老人ホーム(老人福祉法第20条 の6に規定する軽費老人ホームをい う。) その他の要介護者、要支援者そ の他の者を入所又は入居させるための 施設の用に供することをいう。次項に おいて同じ。)を行って指定地域密着 型特定施設入居者生活介護の事業を行 う医療機関併設型指定地域密着型特定 施設(介護老人保健施設、介護医療院 又は病院若しくは診療所に併設される 指定地域密着型特定施設をいう。以下 この項及び次項において同じ。)の生 活相談員、機能訓練指導員及び計画作 成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1)及び(2) 略
- 5 第132条第3項の規定にかかわら ず、療養病床等を有する病院又は病床 を有する診療所の開設者が、当該病院 の療養病床等又は当該診療所の病床を 令和6年3月31日 までの間に転換 を行って指定地域密着型特定施設入居 者生活介護の事業を行う場合の医療機 関併設型指定地域密着型特定施設にお いては、併設される介護老人保健施 設、介護医療院又は病院若しくは診療 所の施設を利用することにより、当該 医療機関併設型指定地域密着型特定施 設の利用者の処遇が適切に行われると 認められるときは、当該医療機関併設 型指定地域密着型特定施設に浴室、便 所及び食堂を設けないことができる。

成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1)及び(2) 略
- 5 第132条第3項の規定にかかわら ず、療養病床等を有する病院又は病床 を有する診療所の開設者が、当該病院 の療養病床等又は当該診療所の病床を 平成36年3月31日までの間に転換 を行って指定地域密着型特定施設入居 者生活介護の事業を行う場合の医療機 関併設型指定地域密着型特定施設にお いては、併設される介護老人保健施 設、介護医療院又は病院若しくは診療 所の施設を利用することにより、当該 医療機関併設型指定地域密着型特定施 設の利用者の処遇が適切に行われると 認められるときは、当該医療機関併設 型指定地域密着型特定施設に浴室、便 所及び食堂を設けないことができる。

第2条による改正(杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改 正)

新 条 例 _| 旧 条 例

目次

第1章~第4章 略

第5章 雑則(第91条)

第6章 指定地域密着型介護予防サー

目次

第1章~第4章 略

第5章 指定地域密着型介護予防サー ビス事業者の指定(第91 ビス事業者の指定(第92条)

第7章 委任 (第93条)

附則

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 略

- 2 略
- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(従業者の配置の基準)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護 事業所(指定地域密着型サービス基準 条例第110条第1項に規定する指定 認知症対応型共同生活介護事業所をい う。以下同じ。)若しくは指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業所 (第71条第1項に規定する指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業所 をいう。次条において同じ。)の居間 条)

<u>第6章</u> 委任 (<u>第92条</u>)

附則

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 略

2 略

(従業者の配置の基準)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護 事業所(指定地域密着型サービス基準 条例第110条第1項に規定する指定 認知症対応型共同生活介護事業所をい う。以下同じ。)若しくは指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業所 (第71条第1項に規定する指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業所 をいう。次条において同じ。)の居間

若しくは食堂又は指定地域密着型特定 | 施設(指定地域密着型サービス基準条 例第129条第1項に規定する指定地 域密着型特定施設をいう。次条及び第 44条第5項において同じ。) 若しく は指定地域密着型介護老人福祉施設 (指定地域密着型サービス基準条例第 150条第1項に規定する指定地域密 着型介護老人福祉施設をいう。次条及 び第44条第5項において同じ。)の 食堂若しくは共同生活室において、こ れらの事業所又は施設(第10条第1 項において「本体事業所等」とい う。)の利用者、入居者又は入所者と ともに行う指定介護予防認知症対応型 通所介護(以下「共用型指定介護予防 認知症対応型通所介護」という。)の 事業を行う者(以下「共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護事業者」と いう。)は、当該事業を行う事業所 (以下「共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所」という。)に従 業者を規則で定める基準により置かな ければならない。

2 略

(利用定員等)

第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、指定居宅サービス、 指定地域密着型サービス、指定居宅介 若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第5項において同じ。)若しくは指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第5項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設

一の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

2 略

(利用定員等)

第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、指定居宅サービス、 指定地域密着型サービス、指定居宅介 護支援、指定介護予防サービス、指定| 地域密着型介護予防サービス若しくは 指定介護予防支援の事業又は介護保険 施設若しくは指定介護療養型医療施設 (健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第1 30条の2第1項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた同法第2 6条の規定による改正前の法第48条 第1項第3号に規定する指定介護療養 型医療施設をいう。第44条第5項に おいて同じ。)の運営(同条第6項及 び第71条第8項において「指定居宅 サービス事業等」という。) について 規則で定める基準を満たす者でなけれ ばならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業者は、共用型指定介 護予防認知症対応型通所介護事業所ご とに専らその職務に従事する常勤の管 理者を置かなければならない。ただ し、共用型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所の管理上支障がない場 合は、当該共用型指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所の他の職務に従 事し、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等の職務に従事することがで きるものとし、なお、当該共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所

護支援、指定介護予防サービス、指定 地域密着型介護予防サービス若しくは 指定介護予防支援の事業又は介護保険 施設若しくは指定介護療養型医療施設 (健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第1 30条の2第1項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた同法第2 6条の規定による改正前の法第48条 第1項第3号に規定する指定介護療養 型医療施設をいう。第44条第5項に おいて同じ。)の運営(同条第6項_ において「指定居宅 サービス事業等」という。) について 規則で定める基準を満たす者でなけれ ばならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業者は、共用型指定介 護予防認知症対応型通所介護事業所ご とに専らその職務に従事する常勤の管 理者を置かなければならない。ただ し、共用型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所の管理上支障がない場 合は、当該共用型指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所の他の職務に従 事し、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等の職務に従事することがで きる <u>の他の職務に従事し、かつ、同一敷地</u> <u>内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない</u>ものとする。

2 略

(運営規程)

第27条 指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所ごとに、次に掲 げる事業の運営についての重要事項に 関する規程(以下この章において「運 営規程」という。)を定めておかなけ ればならない。

 $(1)\sim(9)$ 略

(10)虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(勤務体制の確保等)

第28条 略

- 2 略
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、介護予防認知症対応型通所 介護従業者の資質の向上のために、そ の研修の機会を確保しなければならな い。その際、当該指定介護予防認知症 対応型通所介護事業者は、全ての介護 予防認知症対応型通所介護従業者(看 護師、准看護師、介護福祉士、介護支 援専門員、法第8条第2項に規定する 政令で定める者等の資格を有する者そ

2 略

(運営規程)

第27条 指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所ごとに、次に掲 げる事業の運営についての重要事項に 関する規程(以下この章において「運 営規程」という。)を定めておかなけ ればならない。

 $(1)\sim(9)$ 略

(10) 略

(勤務体制の確保等)

第28条 略

- 2 略
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、介護予防認知症対応型通所 介護従業者の資質の向上のために、そ の研修の機会を確保しなければならな い。

- の他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を 受講させるために必要な措置を講じな ければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、適切な指定介護予防認知症 対応型通所介護の提供を確保する観点 から、職場において行われる性的な言 動又は優越的な関係を背景とした言動 であって業務上必要かつ相当な範囲を 超えたものにより介護予防認知症対応 型通所介護従業者の就業環境が害され ることを防止するための方針の明確化 等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、介護予防認知症対応型通所 介護従業者に対し、業務継続計画につ いて周知するとともに、必要な研修及

び訓練を定期的に実施しなければなら ない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、定期的に業務継続計画の見 直しを行い、必要に応じて業務継続計 画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第30条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、前項に規定する訓練の実施 に当たって、地域住民の参加が得られ るよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第31条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、当該指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所において感染症が 発生し、又はまん延しないように、次 の各号に掲げる措置を講じなければな らない。
 - (1) 当該指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所における感染症の予 防及びまん延の防止のための対策を 検討する委員会(テレビ電話装置そ の他の情報通信機器(以下「テレビ 電話装置等」という。)を活用して 行うことができるものとする。)を おおむね6月に1回以上開催すると ともに、その結果について、介護予 防認知症対応型通所介護従業者に周

(非常災害対策)

第30条 略

(衛生管理等)

第31条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、当該指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所において感染症が 発生し、又はまん延しないように<u>必要</u> な措置を講ずるよう努め なければな らない。 知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所における感染症の予 防及びまん延の防止のための指針を 整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所において、介護予防 認知症対応型通所介護従業者に対 し、感染症の予防及びまん延の防止 のための研修及び訓練を定期的に実 施すること。

(掲示)

第32条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、前項に規定する事項を記載 した書面を当該指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所に備え付け、か つ、これをいつでも関係者に自由に閲 覧させることにより、同項の規定によ る掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

- 第37条の2 指定介護予防認知症対応 型通所介護事業者は、虐待の発生又は その再発を防止するため、次の各号に 掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所における虐待の防止 のための対策を検討する委員会(テ レビ電話装置等を活用して行うこと ができるものとする。)を定期的に

(掲示)

第32条 略

開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護 従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所における虐待の防止 のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所において、介護予防 認知症対応型通所介護従業者に対 し、虐待の防止のための研修を定期 的に実施すること。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型通所介護の提供に当たっては、 利用者、利用者の家族、地域住民の代 表者、区の職員又は指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所が所在する区 域を管轄する法第115条の46第1 項に規定する地域包括支援センターの 職員、介護予防認知症対応型通所介護 について知見を有する者等により構成 される協議会(テレビ電話装置等を活 用して行うことができるものとする。 ただし、利用者又はその家族(以下こ の項及び第49条において「利用者 等」という。) が参加する場合にあっ ては、テレビ電話装置等の活用につい (地域との連携等)

7	3	9	籴		指	疋	<i>기</i>	謢	丁	汐	認	게	炡	对	心	型:	囲
	所	介	護	事	業	者	は	`	指	定	介	護	予	防	認	知	症
	対	応	型	通	所	介	護	0)	提	供	に	当	た	つ	て	は	`
	利	用	者		利	用	者	0)	家	族	`	地	域	住	民	O)	代
	表	者	`	区	0	職	員	又	は	指	定	介	護	予	防	認	知
	症	対	応	型	通	所	介	護	事	業	所	が	所	在	す	る	区
	域	を	管	轄	す	る	法	第	1	1	5	条	0)	4	6	第	1
	項	に	規	定	す	る	地	域	包	括	支	援	セ	ン	タ	_	の
	職	員	`	介	護	予	防	認	知	症	対	応	型	通	所	介	護
	に	つ	٧١	て	知	見	を	有	す	る	者	等	に	ょ	り	構	成
	さ	れ	る	協	議	会											

て当該利用者等の同意を得なければならない。) (以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

 $2\sim5$ 略

(従業者の配置の基準)

第44条 略

 $2\sim5$ 略

6 第1項の規定にかかわらず、サテラ イト型指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所(指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業所であって、指定 居宅サービス事業等その他の保健医療 又は福祉に関する事業について規則で 定める基準を満たす指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業者又は指定看 護小規模多機能型居宅介護事業者(指 定地域密着型サービス基準条例第19 1条第1項に規定する指定看護小規模 多機能型居宅介護事業者をいう。)に より設置される当該指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所以外の指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所又は指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所(同項に規定する指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所をい 一 (以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

 $2\sim5$ 略

(従業者の配置の基準)

第44条 略

 $2\sim5$ 略

6 第1項の規定にかかわらず、サテラ イト型指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所(指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業所であって、指定 居宅サービス事業等その他の保健医療 又は福祉に関する事業について規則で 定める基準を満たす指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業者又は指定看 護小規模多機能型居宅介護事業者(指) 定地域密着型サービス基準条例第19 1条第1項に規定する指定看護小規模 多機能型居宅介護事業者をいう。)に より設置される当該指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所以外の指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所又は指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所(同項に規定する指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所をい

う。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

 $7 \sim 12$ 略

(管理者)

第45条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介

う。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下_________「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護後業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

 $7 \sim 12$ 略

(管理者)

第45条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介

護員等(介護福祉士又は法第8条第2 項に規定する政令で定める者をいう。 次条、第72条第3項及び第73条に おいて同じ。)として規則で定める基 準を満たす者であって、別に厚生労働 大臣が定める研修を修了しているもの でなければならない。

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業者は、指定介護予防小規 模多機能型居宅介護の提供に当たって は、介護支援専門員(第44条第11 項の規定により、介護支援専門員を配 置していないサテライト型指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所にあ っては、本体事業所の介護支援専門 員。以下この条及び第67条において 同じ。) が開催するサービス担当者会 議(介護支援専門員が指定介護予防サ ービス等の利用に係る計画の作成のた めに指定介護予防サービス等の利用に 係る計画の原案に位置付けた指定介護 予防サービス等の担当者を招集して行 う会議(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。ただ し、利用者等が参加する場合にあって は、テレビ電話装置等の活用について 当該利用者等の同意を得なければなら ない。)をいう。以下この章において 同じ。)等を通じて、利用者の心身の 護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。 次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として規則で定める基準を満たす者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業者は、指定介護予防小規 模多機能型居宅介護の提供に当たって は、介護支援専門員(第44条第11 項の規定により、介護支援専門員を配 置していないサテライト型指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所にあ っては、本体事業所の介護支援専門 員。以下この条及び第67条において 同じ。) が開催するサービス担当者会 議(介護支援専門員が指定介護予防サ ービス等の利用に係る計画の作成のた めに指定介護予防サービス等の利用に 係る計画の原案に位置付けた指定介護 予防サービス等の担当者を招集して行 う会議

をいう。以下この章において同じ。)等を通じて、利用者の心身の

状況、その置かれている環境、他の保 健医療サービス又は福祉サービスの利 用状況等の把握に努めなければならな い。

(運営規程)

第57条 指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業者は、指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所ごとに、次 に掲げる事業の運営についての重要事 項に関する規程を定めておかなければ ならない。

 $(1)\sim(9)$ 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(定員の遵守)

第58条 略

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると区が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、区が認めた日から杉並区介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(区が次期の杉並区介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備す

状況、その置かれている環境、他の保 健医療サービス又は福祉サービスの利 用状況等の把握に努めなければならな い。

(運営規程)

第57条 指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業者は、指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所ごとに、次 に掲げる事業の運営についての重要事 項に関する規程を定めておかなければ ならない。

 $(1)\sim(9)$ 略

(10) 略 (定員の遵守) 第58条 略 るよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の杉並区介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、 第21条、第23条、第24条、第2 6条、<u>第28条、第28条の2及び</u>第 31条から<u>第39条まで(第37条第</u> 4項を除く。)

の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「第3章第4節」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号、中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあ

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、 第21条、第23条、第24条、第2 6条、第28条、 31条から第36条まで及び第37条 (第4項を除く。)から第39条まで の規定は、指定介護予防小規模多機能 型居宅介護の事業について準用する。 この場合において、第11条第1項中 「第27条に規定する運営規程」とあ るのは「第57条に規定する重要事項 に関する規程」と、「介護予防認知症 対応型通所介護従業者」とあるのは 「介護予防小規模多機能型居宅介護従 業者」と、第26条第2項中「この 節」とあるのは「第3章第4節」と、 第28条第3項及び第32条

______中「介護予 防認知症対応型通所介護従業者」とあ るのは「介護予防小規模多機能型居宅 介護従業者」と、第39条第1項中 「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第71条 略

2及び3 略

4 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業所ごとに、保健 医療サービス又は福祉サービスの利用 に係る計画の作成に関し知識及び経験 を有する者であって第88条第2号に 規定する介護予防認知症対応型共同生 活介護計画の作成を担当させるのに適 当と認められるものを専らその職務に 従事する計画作成担当者としなければ ならない。ただし、利用者(当該指定 介護予防認知症対応型共同生活介護事 業者が指定認知症対応型共同生活介護 事業者(指定地域密着型サービス基準 条例第110条第1項に規定する指定 認知症対応型共同生活介護事業者をい う。以下同じ。) の指定を併せて受

るのは「介護予防小規模多機能型居宅 介護従業者」と、第39条第1項中 「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介 護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第71条 略

2及び3 略

4 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、共同生活住居

医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第88条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるの職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者(当該指定ならない。ただし、利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者を対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受

け、かつ、指定介護予防認知症対応型 共同生活介護の事業と指定認知症対応 型共同生活介護(指定地域密着型サー ビス基準条例第109条に規定する指 定認知症対応型共同生活介護をいう。 以下同じ。)の事業とが同一の事業所 において一体的に運営されている場合 にあっては、当該事業所における指定 介護予防認知症対応型共同生活介護又 は指定認知症対応型共同生活介護の利 用者。以下この条及び第74条におい て同じ。)の処遇に支障がない場合 は、当該指定介護予防認知症対応型共 同生活介護事業所における他の職務に 行きることができるものとする。

5~7 略

8 第6項本文の規定にかかわらず、サ テライト型指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業所(指定介護予防認 知症対応型共同生活介護事業所であっ て、指定居宅サービス事業等その他の 保健医療又は福祉に関する事業につい て3年以上の経験を有する指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業者に より設置される当該指定介護予防認知 症対応型共同生活介護事業所以外の指 定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業所であって当該指定介護予防認知 症対応型共同生活介護事業所に対して 指定介護予防認知症対応型共同生活介 指定介護予防認知症対応型共同生活介 け、かつ、指定介護予防認知症対応型 共同生活介護の事業と指定認知症対応 型共同生活介護(指定地域密着型サー ビス基準条例第109条に規定する指 定認知症対応型共同生活介護をいう。 以下同じ。)の事業とが同一の事業所 において一体的に運営されている場合 にあっては、当該事業所における指定 介護予防認知症対応型共同生活介護又 は指定認知症対応型共同生活介護又 は指定認知症対応型共同生活介護の利 用者。以下この条及び第74条におい て同じ。)の処遇に支障がない場合 は、当該共同生活住居

_____における他の職務に 従事することができるものとする。

5~7 略

護の提供に係る支援を行うもの(以下 この章において「本体事業所」とい う。)との密接な連携の下に運営され るものをいう。以下同じ。)について は、介護支援専門員である計画作成担 当者に代えて、第5項の別に厚生労働 大臣が定める研修を修了している者を 置くことができる。

9 略

10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第72条 略

2 前項本文の規定にかかわらず、共同 生活住居の管理上支障がない場合は、 サテライト型指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業所における共同生 活住居の管理者は、本体事業所におけ る共同生活住居の管理者をもって充て

8 略

9 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第72条 略

ることができる。

3 略

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は</u>2)とする。

 $2 \sim 7$ 略

(身体的拘束等の禁止)

第78条 略

- 2 略
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、身体的拘束等の適正化 を図るため、次に掲げる措置を講じな ければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話 装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス<u>(サテライト型</u>指定介

2 略

第74条 指定介護予防認知症対応型共 第74条 指定介護予防認知症対応型共 同生活介護事業所は、共同生活住居を 同生活介護事業所は、共同生活住居を 有するものとし、その数は1以上3以 有するものとし、その数は3以下

とする。

 $2 \sim 7$ 略

(身体的拘束等の禁止)

第78条 略

- 2 略
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、身体的拘束等の適正化 を図るため、次に掲げる措置を講じな ければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための 対策を検討する委員会

を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス

護予防認知症対応型共同生活介護事業 所の場合は、本体事業所が提供する指 定介護予防認知症対応型共同生活介護 を除く。)の事業を行う事業所、病 院、診療所又は社会福祉施設を管理す る者であってはならない。ただし、こ れらの事業所、施設等が同一敷地内に あること等により当該共同生活住居の 管理上支障がない場合は、この限りで ない。

(運営規程)

- 第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - $(1)\sim(6)$ 略
 - (7) <u>虐待の防止のための措置に関す</u> る事項
 - (8) 略

(勤務体制の確保等)

第81条 略

- 2 略
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、介護従業者の資質の向 上のために、その研修の機会を確保し なければならない。<u>その際、当該指定</u> 介護予防認知症対応型共同生活介護事 業者は、全ての介護従業者(看護師、 准看護師、介護福祉士、介護支援専門

一変事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(6)$ 略

(7) 略

(勤務体制の確保等)

第81条 略

- 2 略
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、介護従業者の資質の向 上のために、その研修の機会を確保し なければならない。

員、法第8条第2項に規定する政令で 定める者等の資格を有する者その他こ れに類する者を除く。)に対し、認知 症介護に係る基礎的な研修を受講させ るために必要な措置を講じなければな らない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、適切な指定介護予防認 知症対応型共同生活介護の提供を確保 する観点から、職場において行われる 性的な言動又は優越的な関係を背景と した言動であって業務上必要かつ相当 な範囲を超えたものにより介護従業者 の就業環境が害されることを防止する ための方針の明確化等の必要な措置を 講じなければならない。

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。) 、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条第1項から第3項まで、第38条、第39条第1項から第4項まで、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型

通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中

「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」とあるのは「指定介護事業者」とあるのは「指定介護予防のは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介 護の基本取扱方針)

第87条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、自らその提供する指定 介護予防認知症対応型共同生活介護の 質の評価を行うとともに、定期的に<u>次</u> の各号のいずれかの評価を受けて、そ れらの結果を公表し、常にその改善を 図らなければならない。 通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条

中

「介護予防認知症対応型通所介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防のは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介 護の基本取扱方針)

第87条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、自らその提供する指定 介護予防認知症対応型共同生活介護の 質の評価を行うとともに、定期的に<u>外</u> 部の者による 評価を受けて、そ れらの結果を公表し、常にその改善を 図らなければならない。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

3~5 略

第5章 雜則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サー ビス事業者及び指定地域密着型介護予 防サービスの提供に当たる者は、作 成、保存その他これらに類するものの うち、この条例の規定において書面 (書面、書類、文書、謄本、抄本、正 本、副本、複本その他文字、図形等人 の知覚によって認識することができる 情報が記載された紙その他の有体物を いう。以下この条において同じ。)で 行うことが規定されている又は想定さ れるもの(第14条第1項(第65条 及び第86条において準用する場合を 含む。)及び第76条第1項並びに次 項に規定するものを除く。) について は、書面に代えて、当該書面に係る電 磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ の他人の知覚によっては認識すること ができない方式で作られる記録であっ て、電子計算機による情報処理の用に 供されるものをいう。) により行うこ とができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事

 $3\sim5$ 略

業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

第6章 略

第92条 略

第7章 略

第93条 略

<u>第5章</u> 略

<u>第91条</u> 略

第6章 略

第92条 略

第3条による改正(杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介 護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の 基準に関する条例の一部改正)

新 条 例 _| 旧 条 例

目次

第1章~第5章 略

第6章 雑則(第35条)

第7章指定介護予防支援事業者の指定(第36条)

第8章 委任(第37条)

附則

(基本方針)

目次

第1章~第5章 略

第6章指定介護予防支援事業者の指定(第35条)

第7章 委任(第36条)

附則

(基本方針)

第3条 略

 $2\sim4$ 略

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者 の人権の擁護、虐待の防止等のため、 必要な体制の整備を行うとともに、そ の従業者に対し、研修を実施する等の 措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介 護予防支援を提供するに当たっては、 介護保険等関連情報その他必要な情報 を活用し、適切かつ有効に行うよう努 めなければならない。

(運営規程)

- 第19条 指定介護予防支援事業者は、 指定介護予防支援事業所ごとに、次に 掲げる指定介護予防支援の事業の運営 についての重要事項に関する規程(以 下「運営規程」という。)を定めるも のとする。
 - $(1)\sim(5)$ 略
 - (6) <u>虐待の防止のための措置に関す</u>る事項

(7) 略

(勤務体制の確保等)

第20条 略

2及び3 略

4 指定介護予防支援事業者は、適切な 指定介護予防支援の提供を確保する観 点から、職場において行われる性的な 言動又は優越的な関係を背景とした言 第3条 略

 $2 \sim 4$ 略

(運営規程)

第19条 指定介護予防支援事業者は、 指定介護予防支援事業所ごとに、次に 掲げる指定介護予防支援の事業の運営 についての重要事項に関する規程(以 下「運営規程」という。)を定めるも のとする。

 $(1)\sim(5)$ 略

(6) 略

(勤務体制の確保等)

第20条 略

2及び3 略

動であって業務上必要かつ相当な範囲 を超えたものにより担当職員の就業環 境が害されることを防止するための方 針の明確化等の必要な措置を講じなけ ればならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第20条の2 指定介護予防支援事業者 は、感染症や非常災害の発生時におい て、利用者に対する指定介護予防支援 の提供を継続的に実施するための、及 び非常時の体制で早期の業務再開を図 るための計画(以下「業務継続計画」 という。)を策定し、当該業務継続計 画に従い必要な措置を講じなければな らない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職 員に対し、業務継続計画について周知 するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的 に業務継続計画の見直しを行い、必要 に応じて業務継続計画の変更を行うも のとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のため の措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者 は、当該指定介護予防支援事業所にお いて感染症が発生し、又はまん延しな いように、次に掲げる措置を講じなけ ればならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所に おける感染症の予防及びまん延の防 止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信 機器(以下「テレビ電話装置等」と いう。)を活用して行うことができ るものとする。)をおおむね6月に 1回以上開催するとともに、その結 果について、担当職員に周知徹底を 図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所に おける感染症の予防及びまん延の防 止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所に おいて、担当職員に対し、感染症の 予防及びまん延の防止のための研修 及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第23条 略

2 指定介護予防支援事業者は、前項に 規定する事項を記載した書面を当該指 定介護予防支援事業所に備え付け、か つ、これをいつでも関係者に自由に閲 覧させることにより、同項の規定によ る掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者 は、虐待の発生又はその再発を防止す るため、次に掲げる措置を講じなけれ ばならない。 (掲示)

第23条 略

- (1) 当該指定介護予防支援事業所に おける虐待の防止のための対策を検 討する委員会(テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとす る。)を定期的に開催するととも に、その結果について、担当職員に 周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所に おける虐待の防止のための指針を整 備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所に おいて、担当職員に対し、虐待の防 止のための研修を定期的に実施する こと。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第32条 指定介護予防支援の方針は、 第3条に規定する基本方針及び前条に 規定する基本取扱方針に基づき、次に 掲げるところによるものとする。

 $(1)\sim(8)$ 略

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレ

(指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第32条 指定介護予防支援の方針は、 第3条に規定する基本方針及び前条に 規定する基本取扱方針に基づき、次に 掲げるところによるものとする。

 $(1)\sim(8)$ 略

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議

ビ電話装置等を活用して行うことが できるものとする。ただし、利用者 又はその家族(以下この号において 「利用者等」という。)が参加する 場合にあっては、テレビ電話装置等 の活用について当該利用者等の同意 を得なければならない。)をいう。 以下同じ。) の開催により、利用者 の状況等に関する情報を担当者と共 有するとともに、当該介護予防サー ビス計画の原案の内容について、担 当者から、専門的な見地からの意見 を求めるものとする。ただし、やむ を得ない理由がある場合は、担当者 に対する照会等により意見を求める ことができるものとする。

(10)~(28) 略 第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び 指定介護予防支援の提供に当たる者 は、作成、保存その他これらに類する もののうち、この条例の規定において 書面(書面、書類、文書、謄本、抄 本、正本、副本、複本その他文字、図 形等人の知覚によって認識することが できる情報が記載された紙その他の有 体物をいう。以下この条において同 じ。)で行うことが規定されている又 は想定されるもの(第9条(第34条

		をいう。

以下同じ。) の開催により、利用者 の状況等に関する情報を担当者と共 有するとともに、当該介護予防サー ビス計画の原案の内容について、担 当者から、専門的な見地からの意見 を求めるものとする。ただし、やむ を得ない理由がある場合は、担当者 に対する照会等により意見を求める ことができるものとする。

(10)~(28) 略

において準用する場合を含む。)及び 第32条第26号(第34条において 準用する場合を含む。)並びに次項に 規定するものを除く。)については、 書面に代えて、当該書面に係る電磁的 記録(電子的方式、磁気的方式その他 人の知覚によっては認識することがで きない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処理の用に供さ れるものをいう。)により行うことが できる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

第7章 略

第36条 略

第8章 略

第37条 略

 第6章
 略

 第35条
 略

 第7章
 略

 第36条
 略

第4条による改正(杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例の一部改正)

新 条 例

旧 条 例

目次

第1章~第4章 略

第5章 雑則(第33条)

第6章指定居宅介護支援事業者の指定(第34条)

第7章 委任(第35条)

附則

(基本方針)

第3条 略

 $2\sim4$ 略

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者 の人権の擁護、虐待の防止等のため、 必要な体制の整備を行うとともに、そ の従業者に対し、研修を実施する等の 措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居 宅介護支援を提供するに当たっては、 介護保険等関連情報その他必要な情報 を活用し、適切かつ有効に行うよう努 めなければならない。

(管理者)

第5条 略

2 前項に規定する管理者は、介護保険 2 法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員 (以下「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、

目次

第1章~第4章 略

第5章指定居宅介護支援事業者の指定(第33条)

第6章 委任 (第34条)

附則

(基本方針)

第3条 略

 $2\sim4$ 略

(管理者)

第5条

2 前項に規定する管理者は、介護保険 法施行規則(平成11年厚生省令第3 6号)第140条の66第1号イ (3)に規定する主任介護支援専門員

でなければならない。

主任介護支援専門員の確保が著しく困 難である等やむを得ない理由がある場 合については、介護支援専門員(主任 介護支援専門員を除く。)を前項に規 定する管理者とすることができる。

3 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居 宅介護支援の提供の開始に際し、あら かじめ、居宅サービス計画が第3条に 規定する基本方針及び利用者の希望に 基づき作成されるものであり、利用者 は複数の指定居宅サービス事業者等を 紹介するよう求めることができるこ と、前6月間に当該指定居宅介護支援 事業所において作成された居宅サービ ス計画の総数のうちに訪問介護、通所 介護、福祉用具貸与及び地域密着型通 所介護(以下この項において「訪問介 護等」という。)がそれぞれ位置付け られた居宅サービス計画の数が占める 割合、前6月間に当該指定居宅介護支 援事業所において作成された居宅サー ビス計画に位置付けられた訪問介護等 ごとの回数のうちに同一の指定居宅サ ービス事業者又は指定地域密着型サー ビス事業者によって提供されたものが 占める割合等につき説明を行い、理解 を得なければならない。

3 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 略

指定居宅介護支援事業者は、指定	官居
宅介護支援の提供の開始に際し、あ	から
かじめ、居宅サービス計画が第3多	をに
規定する基本方針及び利用者の希望	習に
基づき作成されるものであり、利用	月者
は複数の指定居宅サービス事業者等	争を
紹介するよう求めることができる	5 Z
<u> </u>	
 等 につき説明を行い 刊	里解
な組むければからない	 /1 [†]
	宅介護支援の提供の開始に際し、認知である。 がじめ、居宅サービス計画が第3名 規定する基本方針及び利用者の希望 基づき作成されるものであり、利用 は複数の指定居宅サービス事業者等 紹介するよう求めることができる。 と 等につき説明を行い、更

$3 \sim 7$ 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第15条 指定居宅介護支援の方針は、 第3条に規定する基本方針及び前条に 規定する基本取扱方針に基づき、次に 掲げるところによるものとする。

$(1)\sim(8)$ 略

(9) 介護支援専門員は、サービス担 当者会議(介護支援専門員が居宅サ ービス計画の作成のために、利用者 及びその家族の参加を基本としつ つ、居宅サービス計画の原案に位置 付けた指定居宅サービス等の担当者 (以下この条において「担当者」と いう。)を招集して行う会議(テレ ビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置等」とい う。)を活用して行うことができる ものとする。ただし、利用者又はそ の家族(以下この号において「利用 者等」という。)が参加する場合に あっては、テレビ電話装置等の活用 について当該利用者等の同意を得な ければならない。)をいう。以下同 じ。) の開催により、利用者の状況 等に関する情報を担当者と共有する とともに、当該居宅サービス計画の 原案の内容について、担当者から、 専門的な見地からの意見を求めるも のとする。ただし、利用者(末期の

$3 \sim 7$ 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第15条 指定居宅介護支援の方針は、 第3条に規定する基本方針及び前条に 規定する基本取扱方針に基づき、次に

掲げるところによるものとする。

$(1)\sim(8)$ 略

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議_____

をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の

悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の 状況等により、主治の医師又は歯科 医師(以下この条において「主治の 医師等」という。)の意見を勘案し て必要と認める場合その他のやむを 得ない理由がある場合は、担当者に 対する照会等により意見を求めるこ とができるものとする。

 $(10)\sim(20)$ 略

(21) 介護支援専門員は、その勤務 する指定居宅介護支援事業所におい て作成された居宅サービス計画に位 置付けられた指定居宅サービス等に 係る居宅介護サービス費、特例居宅 介護サービス費、地域密着型介護サ ービス費及び特例地域密着型介護サ ービス費(以下この号において「サ ービス費」という。)の総額が法第 43条第2項に規定する居宅介護サ ービス費等区分支給限度基準額に占 める割合及び訪問介護に係る居宅介 護サービス費がサービス費の総額に 占める割合が厚生労働大臣が定める 基準に該当する場合であって、か つ、区からの求めがあった場合に は、当該指定居宅介護支援事業所の 居宅サービス計画の利用の妥当性を 検討し、当該居宅サービス計画に訪 問介護が必要な理由等を記載すると ともに、当該居宅サービス計画を区

悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の 状況等により、主治の医師又は歯科 医師(以下この条において「主治の 医師等」という。)の意見を勘案し て必要と認める場合その他のやむを 得ない理由がある場合は、担当者に 対する照会等により意見を求めるこ とができるものとする。

 $(10)\sim(20)$ 略

に届け出なければならない。

(22)~(31) 略

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、 指定居宅介護支援事業所ごとに、次に 掲げる指定居宅介護支援の事業の運営 についての重要事項に関する規程(以 下「運営規程」という。)を定めなけ ればならない。

 $(1)\sim(5)$ 略

(6) <u>虐待の防止のための措置に関す</u> る事項

(7) 略

(勤務体制の確保等)

第21条 略

2及び3 略

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な 指定居宅介護支援の提供を確保する観 点から、職場において行われる性的な 言動又は優越的な関係を背景とした言 動であって業務上必要かつ相当な範囲 を超えたものにより介護支援専門員の 就業環境が害されることを防止するた めの方針の明確化等の必要な措置を講 じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定居宅介護支援事業者 は、感染症や非常災害の発生時におい て、利用者に対する指定居宅介護支援 の提供を継続的に実施するための、及 (21)~(30) 略

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、 指定居宅介護支援事業所ごとに、次に 掲げる指定居宅介護支援の事業の運営 についての重要事項に関する規程(以 下「運営規程」という。)を定めなけ ればならない。

 $(1)\sim(5)$ 略

(6) 略

(勤務体制の確保等)

第21条 略

2及び3 略

- び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的 に業務継続計画の見直しを行い、必要 に応じて業務継続計画の変更を行うも のとする。
- (感染症の予防及びまん延の防止のため の措置)
- 第23条の2 指定居宅介護支援事業者 は、当該指定居宅介護支援事業所にお いて感染症が発生し、又はまん延しな いように、次に掲げる措置を講じなけ ればならない。
 - (1) 当該指定居宅介護支援事業所に おける感染症の予防及びまん延の防 止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。)をおお むね6月に1回以上開催するととも に、その結果について、介護支援専 門員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護支援事業所に

- おける感染症の予防及びまん延の防 止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所に おいて、介護支援専門員に対し、感 染症の予防及びまん延の防止のため の研修及び訓練を定期的に実施する こと。

(掲示)

第24条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に 規定する事項を記載した書面を当該指 定居宅介護支援事業所に備え付け、か つ、これをいつでも関係者に自由に閲 覧させることにより、同項の規定によ る掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

- 第29条の2 指定居宅介護支援事業者 は、虐待の発生又はその再発を防止す るため、次の各号に掲げる措置を講じ なければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護支援事業所に おける虐待の防止のための対策を検 討する委員会(テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとす る。)を定期的に開催するととも に、その結果について、介護支援専 門員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護支援事業所に おける虐待の防止のための指針を整 備すること。

(掲示)

第24条 略

- (3) 当該指定居宅介護支援事業所に おいて、介護支援専門員に対し、虐 待の防止のための研修を定期的に実 施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。第5章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び 指定居宅介護支援の提供に当たる者 は、作成、保存その他これらに類する もののうち、この条例の規定において 書面(書面、書類、文書、謄本、抄 本、正本、副本、複本その他文字、図 形等人の知覚によって認識することが できる情報が記載された紙その他の有 体物をいう。以下この条において同 じ。)で行うことが規定されている又 は想定されるもの(第9条(第32条 において準用する場合を含む。)及び 第15条第28号(第32条において 準用する場合を含む。) 並びに次項に 規定するものを除く。)については、 書面に代えて、当該書面に係る電磁的 記録(電子的方式、磁気的方式その他 人の知覚によっては認識することがで きない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処理の用に供さ れるものをいう。) により行うことが できる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居 宅介護支援の提供に当たる者は、交 付、説明、同意、承諾その他これらに 類するもの(以下「交付等」とい う。)のうち、この条例の規定におい て書面で行うことが規定されている又 は想定されるものについては、当該交 付等の相手方の承諾を得て、書面に代 えて、電磁的方法(電子的方法、磁気 的方法その他人の知覚によって認識す ることができない方法をいう。)によ ることができる。

第6章 略

第34条 略

第7章 略

第35条 略

附則

- 1 略
- 2 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(

____主任介護支援専門員を除く。)を 第5条第1項に規定する管理者とする ことができる。

3 令和3年4月1日以後における前項 の規定の適用については、同項中「、 第5条第2項」とあるのは「令和3年 3月31日までに法第46条第1項の 指定を受けている事業所(同日におい 第5章 略

第33条 略

<u>第6章</u> 略

第34条 略

附則

- 1 略
- 2 平成33年3月31日までの間は、 第5条第2項の規定にかかわらず、介 護支援専門員(介護保険法施行規則第 140条の66第1号イ(3)に規定 する主任介護支援専門員を除く。)を 第5条第1項に規定する管理者とする ことができる。

て当該事業所における第5条第1項に 規定する管理者(以下「管理者」とい う。)が、主任介護支援専門員でない ものに限る。)については、第5条第 2項」と、「介護支援専門員(主任介 護支援専門員を除く。)を第5条第1 項に規定する」とあるのは「引き続 き、令和3年3月31日における管理 者である介護支援専門員を」とする。